

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	68 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	51 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	58 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	38 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から同年7月まで

私の両親は、昭和40年ごろに、A市B区で、私の国民年金の加入手続きをして、私が結婚するまで保険料を納付してくれていた。

申立期間当時の納付方法及び納付金額については、既に両親が亡くなっているため詳細は分からないが、私の国民年金手帳に申立期間の保険料を納付していた検認印があり、両親が納付していたことは間違いない。

国民年金手帳に検認印があるにもかかわらず、ねんきん特別便では、申立期間が未加入期間の記録とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、申立期間は年金未加入期間とされているが、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間の国民年金保険料は納付済みであることが印紙検認印記録から確認でき、申立内容と符合する。

また、還付整理簿を見ると、申立人について昭和43年10月に厚生年金保険加入による国民年金被保険者資格の喪失を理由として、申立期間を含む40年9月から43年3月までの期間の国民年金保険料に相当する4,600円を還付決定し、同年11月に還付した旨の記録が確認できる。

以上のことから、社会保険事務所（当時）は、申立人の国民年金強制被保険者期間である申立期間の保険料を誤って還付したものと考えられ、行政側の事務処理に不手際が認められる。

一方、実際の申立人の厚生年金保険加入期間は、昭和39年3月から42年1月までの期間及び同年8月から43年3月までの期間であることがオンライン記録から確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和37年4月から38年3月まで  
③ 昭和39年6月

私は、昭和36年4月ごろ、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、申立期間①当時、私は就労できる状態になく、生活に困窮していたので、妻が、夫婦二人分の免除申請手続をし、申立期間②については、申請免除記録となっているが、妻が私の保険料については納付してくれていたと思っている（申立期間①及び②）。

私は、昭和39年6月に就職し、厚生年金保険被保険者となったが、同年6月の保険料は、現在所持する国民年金手帳を見ると、厚生年金保険料と二重で納付しており、その後、還付を受けた記憶は無い（申立期間③）。

私は、申立期間①の保険料について、妻の記録が申請免除とされているのであれば、私の記録も免除されていると思う。また、申立期間②の保険料は納付の記録が無く、申立期間③の保険料は、還付を受けていないと思うので、もう一度記録をよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、妻が国民年金保険料の免除申請を行い、免除承認されていたと申し立てている。

そこで、申立人と一緒に免除申請していたとする妻の所持する国民年金手帳の昭和36年度印紙検認記録欄を見ると、申請免除の記録が見られないものの、オンライン記録上、申請免除記録とされていることが確認できる。

また、昭和36年当時の夫婦の生活状況について、妻が申請免除記録になっ

ていることからみて、困窮していたとする申立人の陳述は信用でき、妻が自身のみ免除申請を行ったと考えるのは不自然である。

申立期間③について、申立人は昭和 39 年 6 月に厚生年金保険に加入したが、同年 6 月の国民年金保険料を納付済みであったことから、本来、同年 6 月の保険料は還付されるべきであるが、還付を受けていないと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 39 年度印紙検認記録欄を見ると、昭和 39 年 6 月 4 日に同年 4 月から同年 6 月まで印紙検認印が押されていることが確認できることから、申立人は、申立期間③の国民年金保険料相当額を納付していたと認められる。

しかしながら、申立期間③について、申立人は、厚生年金保険被保険者期間であることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

一方、申立期間②について、申立人及びその妻の所持する国民年金手帳を見ると、申立期間②の印紙検認記録欄に「申免」と免除処理のスタンプが押され、同手帳には A 社会保険事務所長（当時）による昭和 38 年 3 月 8 日付け承認の国民年金保険料免除承認通知書が添付されていることが確認できる。

また、昭和 37 年当時の夫婦の生活状況について、妻が申請免除記録になっていることからみて、困窮していたと申立人は陳述しており、夫婦一緒に申請免除とされていることに特段、不自然な点はみられず、申立期間②について、B 市の被保険者名簿及び特殊台帳においても、申請免除の記録となっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで  
② 昭和51年4月から同年8月まで

私は、自分の国民年金の加入手続について、時期及び手続場所等詳細ははっきりしないが、厚生年金保険のある会社を退職した後に加入してからは、継続して夫婦二人分の保険料を妻に納めてもらってきた。それなのに申立期間①の保険料が未納となっていることには納得できない。納付は妻にすべて任せていたので金額は分からないが、定期的に夫婦二人分を集金人に納付していたように思う。

また、昭和51年9月に厚生年金保険の資格を再取得したため、同年9月は、厚生年金保険と国民年金が重複することとなったが、年金記録では、同年9月の保険料だけでなく、保険料を納付した申立期間②の保険料のすべてが還付され、未加入期間とされていることには納得できない。同年8月に身内の会社に勤める話が出て同年9月から働くことになったので、その経緯をはっきりと覚えている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る特殊台帳によると、昭和51年度のうち、申立期間②を含む昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料がいったん納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格は昭和51年9月1日に取得されていることが確認できることから、本来、厚生年金保険被保険者期間と重複する同年9月の保険料のみ還付されるべきところ、特殊台帳によると、申立期間②を含む同年4月から同年9月までの国民年

金保険料が還付されていることが確認でき、厚生年金保険被保険者とされていない申立期間②についても誤って還付手続が行われたものと認められる。このことから、申立期間②については、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人は、国民年金に加入して以降、その妻が定期的に申立人及びその妻の二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間①は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人自身は、申立期間①に係る保険料納付に直接関与していない上、特殊台帳及びオンライン記録によると、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も未納期間となっている。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年9月まで

私は、結婚後、昭和51年6月に国民年金に任意加入し、以降、数度の転居を経ながら、継続的に自分で保険料を納付してきた。しかし、58年4月、A市に転入後、体調を崩して、同年7月に入院することになり、経済的に苦しかったこともあって、資格喪失手続を同年10月27日に行った。

その際、A市の窓口でそれまでの未納分が無いことを確認してから手元の納付書を返却したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

また、申立期間当時の保険料は月額5,800円前後で、2か月分ぐらいつつを最寄りの郵便局で納付していたように思う。A市に転入手続をした際には、住民票の転入手続を行う窓口から少し離れた場所にあった国民年金課に案内されて、同時に手続した記憶があり、その後、送られてきた納付書によって保険料を納めた覚えがある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月に国民年金に任意加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和58年4月にB市からA市へ転居した後についても、同年10月にA市役所で資格喪失の手続を行うまでの申立期間については、月額5,800円前後の保険料を納付書で納付していたと主張しているところ、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、同名簿は同年7月13日に作成されていることが確認でき、申立人に対して現年度納付書が発行されていたものと推認できる上、申立人が納付したとする金額も当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、A市によると、当時、未納期間がある任意加入被保険者に対しては、保険料納付の催告を行っていたとしているが、申立人には催告を受けた記憶は無い上、申立人の特殊台帳においても催告が行われたことを示す記録は確認できず、申立期間（6か月）について、保険料が現年度納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 から 平成 元年 3 月 まで  
私が会社を辞めた昭和61年12月に、妻が私の国民年金の再加入手続をA市役所B出張所で行った。それ以降は、妻が役所から送られてきた納付書により毎月、郵便局又は農協のいずれかで夫婦二人分の保険料を納めた。  
申立期間の領収書は確定申告書に添付したのか、紛失したのか分からないが、年金手帳には昭和61年12月7日に再加入と記録されている上に、妻の方は納付済みになっていながら、私の分だけがこの期間のみ未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、厚生年金保険被保険者期間と同期間の間の16か月間を含め、国民年金保険料をすべて納付している上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻についても、国民年金に任意加入して以降、60歳に達するまでの加入期間について、保険料をすべて納付しており、申立人及びその妻の国民年金への加入意識及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、速やかに、その妻が申立人の国民年金への再加入手続を昭和61年12月に行ったと主張しているところ、申立人が所持する年金手帳の資格欄には「昭和61年12月7日 1号」と記載されているとともに、オンライン記録においてもその旨確認できることから、申立期間について申立人は被保険者期間とされており、納付書が発行されていたと考えられ、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料は納付されていることから、申立人及びその妻の納付意識の高さを踏まえると、申立人の妻が申立期間に係る自身の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しないと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年12月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から59年2月まで

私は、A市に転入した昭和48年ごろ、夫がA市役所で夫婦二人分の国民年金への加入手続を行い、その際、市役所職員から、私の厚生年金保険の加入期間と夫の年金受給資格の関係についての説明を受けてきたと言っていたことを覚えている。

また、申立期間中の国民年金保険料については、その都度の納付金額、詳しい納付時期及び納付方法ははっきり覚えていないが、私がいつも夫婦二人分を一緒に納めていた。

納付場所は、加入当初はA市役所近くの金融機関で納めていたが、昭和55年ごろに別の場所に引っ越してからは、別の用件で定期的に戸別営業に来ていた金融機関の職員を通じて納付していた。さらに、いつからかは覚えていないが、途中からは、夫の口座より夫婦二人分の保険料を自動引き落としで納付していた。

ところが、A市転入後の期間が長期間未納とされている。特に、昭和58年12月から59年2月までの保険料について、夫だけが納付済みとされ、私が未納とされていることにも納得できない。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年12月から59年2月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年2月に夫婦連番で払い出されており、このころに夫婦同時に加入手続が行われたものと推認され、当該期間については、保険料を現年度納付することが可能な

期間である上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も納付済期間である。

また、オンライン記録によると、納付日が確認できる昭和 60 年 4 月以降の期間のうち、同年 11 月から申立人が 60 歳に達する前月の平成 19 年\*月までの期間において、申立人夫婦の納付日がおおむね一致していることが確認でき、昭和 58 年 12 月から 59 年 2 月までの 3 か月については、申立人の保険料についてもその夫の保険料と一緒に納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 5 月から 58 年 11 月までの期間について、申立人は、A 市に転入した 48 年ごろ、申立人の夫が夫婦同時に国民年金の加入手続を行い、申立人自身が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市を管轄する C 社会保険事務所（当時）（C 社会保険事務所は A 市を管轄していない。）により、59 年 2 月に払い出されており、加入手続が行われたものと推認される時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人には、過年度納付等により当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、当時の通称による申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当該期間については、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も未納期間である上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無い。

なお、申立期間のうち、昭和 56 年ごろから 58 年ごろまでの期間について、申立人夫婦が営んでいた事業所に関し、確定申告を含む諸手続を行っていたとする証人に当時の事情を聴取したが、申立人夫婦が当該期間について国民年金保険料を納付したことを裏付ける具体的な事情は認められなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年3月まで

A市B区に住んでいたころ、夫が私たち夫婦及び夫の弟夫婦の4人分の国民年金保険料を、3か月ごとに店舗に来る集金人に一緒に納付してくれていたのに、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度が発足した直後の昭和36年6月に申立人の夫及び夫の弟と3人一緒に払い出されている上、ともに37年4月から国民年金保険料の納付を開始していることから、基本的に夫が自身の保険料と一緒に申立人及び夫の弟の保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立人の夫が保険料と一緒に納付していたとする夫の弟の妻も、結婚後の昭和40年3月に国民年金手帳記号番号が払い出され、同年4月から保険料の納付を開始しており、申立期間は、夫及びその弟と共に保険料を納付済みであるとともに、申立人及びその夫の納付状況は当時の国民年金手帳を所持していないため不明であるが、一緒に保険料を納付していたとする夫の弟夫婦の申立期間前後を含む保険料の納付状況はおおむね一致している。

さらに、申立期間は2年3か月と比較的短期間である上、前後の期間は保険料を納付し、申立人及びその夫並びに夫の弟夫婦は、それぞれ保険料の納付を開始して以降の国民年金被保険者期間において、申立人の申立期間以外は、保険料を完納していることなどを踏まえると、申立人の夫が妻である申立人の申立期間の保険料のみを納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から51年6月まで

私は、昭和51年1月にA区役所出張所が自宅マンションの向かいに移転してきたことを契機に、出張所の女性職員と顔見知りになり、その年又は翌年の冬に、同職員から「今なら国民年金の全期間をさかのぼって納付できる。」と言われ、国民年金の加入を勧められた。

しかし、その保険料額は、50万円から60万円ぐらいであったと思うが、かなりの高額であり、すぐには納付できる金額ではなかったため、生活費を貯金し、その話を聞いた翌年の夏に、当該出張所の窓口で国民年金に加入し、保険料をさかのぼって全額納付した。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人がA区役所出張所で加入手続を行ったとする時期と符合している上、当時は、第3回目の特例納付が開始された時期である。

また、申立期間直後の昭和51年7月から53年3月までの過年度納付に係る保険料額及び申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額を合算すると、申立人の記憶する納付金額とおおむね一致している上、当時の状況について改めて事情を聴取しても、詳細かつ明瞭に陳述しているほか、申立期間後の保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、申立内容に特段不自然な点は認められない。

さらに、申立期間は未納と記録されており、年度途中に一部未納がある場合に管理されるはずの特殊台帳が、申立人には存在しないことから、行政側の台帳管理に不手際があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで  
② 昭和49年7月から同年9月まで

申立期間当時は、区役所から郵送されて来る納付書により、私が夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付していた。

また、保険料の未納があれば、別途請求が来るはずであるが、これまで未納の請求など一度も受けたことが無いのに、申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫が会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和46年7月の翌月に、夫と連番で払い出されており、同年7月以降、申立期間①及び②を除き、国民年金被保険者期間の保険料をすべて現年度納付しているほか、前納制度も利用しているなど、申立人の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間①及び②はそれぞれ3か月と短期間である上、その前後の期間を通じて保険料を納付済みであり、当時は、申立人の夫の事業も順調で、生活状況等に特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、納付意識の高かった申立人が、申立期間①及び②の保険料のみ未納としているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から同年12月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から同年12月まで  
② 昭和60年1月から同年3月まで

国民年金に加入して以来、夫婦二人分の保険料は、私がすべて納付していたが、申立期間当時は、私の当座預金から夫婦二人分の保険料を口座振替で納付していたのに、途中の申立期間の保険料だけが、夫婦同時に（妻については、昭和58年7月から申立期間①直前の同年9月までの保険料も含む。）未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の納付記録を見ると、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降60歳期間満了までの国民年金被保険者期間について、それぞれの申立期間以外は保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識が高かったものと認められる上、申立人の申立期間①及び②は合計6か月と短期間であり、その前後の期間を通じて保険料を現年度により納付している。

また、申立人は、申立期間当時は、申立人の当座預金から口座振替により保険料を納付していたとし、申立人の事業も順調で、生活状況等に特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることは不自然であり、仮に、預金残高不足により保険料が引落し不能となった場合においても、A市では、その翌月に引落し不能分に係る納付書が発行されることとなっていたことから、納付意識の高い申立人が、当該納付書で申立期間①及び②の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年12月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から同年12月まで  
② 昭和60年1月から同年3月まで

国民年金に加入して以来、夫婦二人分の保険料は、夫がすべて納付していたが、申立期間当時は、夫の当座預金から夫婦二人分の保険料を口座振替で納付していたのに、途中の申立期間の保険料だけが、夫婦同時に(夫については、申立期間①のうち、昭和58年7月から同年9月までの保険料は納付済み。)未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の納付記録を見ると、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降60歳期間満了までの国民年金被保険者期間について、それぞれの申立期間以外は保険料をすべて納付しており、申立人の夫の納付意識が高かったものと認められる上、申立人の申立期間①及び②は合計9か月と短期間であり、その前後の期間を通じて保険料を現年度により納付している。

また、申立人は、申立期間当時は、申立人の夫の当座預金から口座振替により保険料を納付していたとし、夫の事業も順調で、生活状況等に特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることは不自然であり、仮に、預金残高不足により保険料が引落し不能となった場合においても、A市では、その翌月に引落し不能分に係る納付書が発行されることとなっていたことから、納付意識の高い夫が、当該納付書で申立期間①及び②の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

国民年金の加入当初のことは、よく覚えていないが、妻が自身の加入手続を行った昭和55年ごろからは、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

昭和61年ごろからの国民年金保険料については、事情があつて、納期限から2年後になって夫婦二人分をまとめて納付するようになったと思う。

平成6年に病気で倒れたため、平成4年度以降については、夫婦共に国民年金保険料を納付していないことは承知しているが、それ以前は、おおむね納付しているはずであり、特に3年度分については、妻の分は納付済みと記録されている上、所得税確定申告書の控えには夫婦二人分の保険料額が記載されている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立期間に係る申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人が所持する所得税確定申告書の控えを検証したところ、昭和63年分の社会保険料控除欄には、夫婦二人分の61年1月から同年12月までの納付済保険料額と同一額が記載されており、同様に、平成元年分から4年分の各社会保険料控除欄記載の金額を見ても、それぞれ2年前の分に係る夫婦二人分の納付済保険料額とすべて一致している一方、6年の社会保険料控除欄は空欄となっているなど、申立人の一連の陳述の信ぴょう性は高いものと考えられる。

さらに、申立人の妻の所持する領収証書を見ると、申立期間に係る自身の国民年金保険料 10 万 8,000 円について、平成 5 年 5 月 31 日付けで過年度納付していることが確認できる。

一方、申立人が所持する平成 5 年分の所得税確定申告書の控えを見ると、申立期間の夫婦二人分の保険料合計額におおむね相当する金額が記載されていることを踏まえると、過去 5 年間の記載状況から考えて、当該年についても平成 3 年度分に係る夫婦二人分の納付済保険料を申告したものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付場所及び納付方法に係る申立人の陳述には、当時の制度状況に照らして不自然な点は見られなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで  
② 昭和53年1月から同年3月まで  
③ 昭和54年1月から同年3月まで

時期は定かではないが、結婚してしばらくしたころ、A区役所へ行き、自身で国民年金への加入手続をした。

手続後、昭和54年ごろに元妻と別居するまでは、元妻が、基本的に納付期限内に国民年金保険料を納付し、うっかりして納付が遅れたとしても、請求されればきっちりと納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることについて納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市A区において、昭和44年4月7日に払い出されており、この手帳記号番号払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は、合わせて9か月と短期間であり、それぞれの期間の前後の期間の国民年金保険料については、いずれも現年度納付している。

さらに、申立期間は、いずれも1月から3月までの3か月間であるところ、当該期間の国民年金保険料の納期限は、当時は4月末日であり、また、特殊台帳を見ると、申立期間①については2度、申立期間②については1度の納付催告事跡が見られる一方、申立期間③については納付催告の事跡は見られない。

このことについて、夫婦二人分の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の元妻は、当時の保険料納付について基本的には3か月に1度、必ず近

くの銀行で納付していたが、年度当初は多忙であり、何度か納期限までに納付を忘れたことがあり、別途、普段とは違う様式の納付書が郵送され、後でその納付書で納付したことがあると明確に陳述していることから、申立期間①及び②の保険料については過年度納付、また、申立期間③の保険料については現年度納付している可能性を否定できない。

加えて、申立人及びその元妻は、結婚後、申立人が国民年金の加入手続を行ってから、昭和54年ごろまでの期間については、生活も安定しており、夫婦共に未納の無いよう心がけていたとしている一方、それ以外の未納期間については納付した自信が無いと明確に記憶しており、陳述内容の信ぴょう性は高いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び平成元年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで  
② 昭和57年1月から同年3月まで  
③ 平成元年1月から同年3月まで

私は、両親に国民年金の加入手続をしてもらい、当初は、両親が国民年金保険料を納付してくれていた。

結婚後は自宅に集金に訪れた区役所の職員に、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料の納付についてはよく覚えていないが、何度か納付期限を過ぎたため、後日自宅に送付されてきた納付書を、銀行の外交員に現金又は小切手を添えて渡し、数日後に銀行の領収印が押された領収書を受領したことを覚えている。

申立期間当時は、商売も順調でお金には困っておらず、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を私が納付していたので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和39年7月13日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人夫婦の納付記録を見ると、妻の国民年金手帳記号番号の払出時期以降は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、また、それぞれ60

歳を超えてからは任意加入するとともに、付加保険料も納付するなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は合わせて9か月と短期間である上、それぞれの申立期間の前後の期間の国民年金保険料は、現年度納付している。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、何度か納期限を過ぎたため、後日自宅に送付されてきた納付書を、取引銀行の外交員に現金又は小切手を添えて渡し、数日後に銀行の領収印が押された領収書を受領したと申し立てているところ、特殊台帳を見ると、申立期間①に対して「54 催」の印が認められ、申立期間②に対しては「57 催」の印があることから、過年度納付書が発行されていることが推認され、申立内容と符合する。

このほか、特殊台帳を見ると、申立人夫婦は申立期間①及び②の間の期間である昭和55年1月から同年3月の国民年金保険料を、期日は不明であるものの、過年度納付している記録が見られ、同様に現年度納付済期間に挟まれた3か月間と短期間である申立期間①及び②の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間③については、既に特殊台帳が使用されていない時期でもあり、催告の事跡等を確認することはできないが、当時、家業も順調で生活に特段の変化も見られなかった納付意識の高い申立人夫婦が、3か月間と短期間である現年度納付済期間に挟まれた申立期間③の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び平成元年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで  
② 昭和57年1月から同年3月まで  
③ 平成元年1月から同年3月まで

私は、夫の両親に国民年金の加入手続をしてもらい、夫が集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料の納付についてはよく覚えていないが、何度か納付期限を過ぎたため、後日自宅に送付されてきた夫婦二人分の納付書を、銀行の外交員に現金又は小切手を添えて渡し、数日後に銀行の領収印が押された領収書を受領したことを夫が覚えている。

申立期間当時は、家業も順調でお金には困っておらず、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を夫が納付していたので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において昭和53年10月19日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人夫婦の納付記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期以降は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、また、それぞれ60歳を過ぎてからは任意加入するとともに、付加保険料も納付するなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は合わせて9か月と短期間である上、それぞれの申立期間の前後の期間の国民年金保険料は、現年度納付している。

加えて、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料について、何度か納期限を過ぎたため、後日自宅に送付されてきた夫婦二人分の納付書を、取引銀行の外交員に現金又は小切手を添えて渡し、数日後に銀行の領収印が押された領収書を受領したと申し立てしているところ、特殊台帳を見ると、申立期間①については不鮮明ではあるが催告の印が認められ、申立期間②については「57 催」の印があることから、それぞれの期間について過年度納付書が発行されており、申立内容と符合する。

このほか、特殊台帳を見ると、申立人夫婦は申立期間①及び②の間の期間である昭和55年1月から同年3月の国民年金保険料を、期日は不明であるが、過年度納付している記録が見られ、同様に現年度納付済期間に挟まれた3か月間と短期間である申立期間①及び②の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間③については、既に特殊台帳が使用されていない時期でもあり、催告の事跡等を確認することはできないが、当時、家業も順調で生活に特段の変化も見られなかった納付意識の高い申立人夫婦が、3か月間と短期間である現年度納付済期間に挟まれた申立期間③の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年5月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から37年3月まで  
② 昭和37年5月から同年12月まで

昭和36年ごろに、自宅兼店舗に来た区役所の職員から国民年金の加入勧奨を受け、自分自身で加入手続を行った。

申立期間の保険料については、定期的に店に来た集金人に月額100円を納付し、領収書を受け取ったように思う。

申立期間の保険料については、きちんと納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和36年6月15日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、特殊台帳を見ると、昭和36年度及び37年度において、それぞれ1か月分のみ納付記録が確認できるが、申立期間当時のA市における国民年金保険料収納は3か月ごとが通例であり、不自然な記録となっている。

さらに、申立人は、結婚する前の昭和37年夏前ごろに会社勤務を始めたことと陳述しており、このことは、平成20年5月20日に統合された昭和37年6月7日付けの厚生年金保険被保険者資格の取得記録とも符合している。

これらのことから、納付の意思を持って国民年金の加入手続をした申立人が、加入当初の1か月分のみを納付し、申立期間①の国民年金保険料について未納のまま放置したとは考え難く、加入当初の昭和36年4月から会社勤務を始め

る前の期間に当たる申立期間①については、現年度納付を続けていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人について不在者扱いとされた事跡が確認でき、ある時期からこの手帳記号番号による納付が行われなくなった状況が見受けられる。

また、申立人は、会社勤務をしていた期間を含め申立期間②の国民年金保険料について、自宅兼店舗に来た集金人に納付していたと主張しているものの、具体的な陳述は得られず、申立人から申立期間②の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年5月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年3月まで

夫が会社を退職した後、昭和47年ごろに、A区役所で夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

加入手続を行った際、申立期間の保険料について、夫が夫婦二人分の納付書をもらったので、私が近所の金融機関で夫婦二人分として4万円程度を納付した。もらった納付書は白地に茶色の線が入っていたことを覚えている。

申立期間について、夫は納付済みとなっているにもかかわらず、私は未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろ、夫が夫婦二人分の国民年金への加入手続を行い、その際、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分の納付書をもらったので、自身が銀行で夫婦二人分の保険料を一括して納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、B市A区において、昭和47年5月12日に払い出されており、この手帳記号番号の払出当時は第1回特例納付実施期間中に当たっており、申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付することは可能である。

一方、申立人の夫の特殊台帳を見ると、申立期間の国民年金保険料については、納付済みと記録されているのみで、その納付方法が特例納付によるものか又は過年度納付によるものかについては記録されていないため確認できないものの、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、昭和43年4月から44年12月までの保険料については特例納付、また、45年1月から47年3月までの保険料については過年度納付したものと考えるのが相当である。

また、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料について、特例納付及び過年

度納付したとした場合、その金額は、申立人は2万400円及びその夫は2万700円で合わせて4万1,100円となり、陳述の金額と一致する。

さらに、当時、B市では年金受給権確保の観点から、35歳以上で60歳に到達するまでの間未納無く納付したとしても年金受給資格月数が不足する者を対象に過年度納付及び特例納付の勧奨を行っており、申立人の夫は、60歳到達まで現年度納付を続けても、年金受給資格月数に34か月不足する状況にあったが、当該月数を超える48か月分をさかのぼって納付していることから判断すると、納付意識の高い申立人の夫が、申立人の同一期間の保険料を含めて納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月20日から22年7月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者期間について昭和22年8月4日に脱退手当金を受給したとなっているが、同社を退職して約1か月後にB社C支店に就職したため、その間に脱退手当金の手続などするはずがない。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者証の再交付に当たっては、脱退手当金支給の有無を確認し、支給されている場合には、再発行する被保険者証に「脱」の押印をすることとされていた(昭和28年10月30日保険発第235号通知)ところ、申立人が所持する昭和30年9月5日再発行の被保険者証には、「脱」の押印が無い。

また、オンライン記録により、申立人は、脱退手当金の支給対象期間となっているA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した約1か月後に、別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月16日から同年3月11日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いと回答を受けた。申立期間は、B社(現在は、A社)からA社C事業所に異動した時期であり、継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の退職者管理簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間も同社のグループ会社に継続して勤務し(B社からA社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和48年2月16日付けで転勤したとしていること、及び戸籍の附票により同年2月18日に新たな住所地に転入したことが確認できることから、同年2月16日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和48年3月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月29日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間は、A社C支店から同社E支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社提出の職歴証明書、申立人提出の給与計算書及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（A社C支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録において、申立人と同一日の昭和35年8月29日にA社C支店で資格を喪失している者4人が、同社E支店とは異なる4つの支店でそれぞれ申立人と同一日の同年9月1日に資格を取得していること、及び申立人と同一日の同年9月1日に申立人と同じ同社E支店で資格を取得している者4人が、それぞれ異なる異動前の支店において、同年9月1日に資格を喪失していることから、申立人の同社C支店から同社E支店への異動日は、同年9月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与計算書において確認できる保険料控除額及び申立人のA社C支店における昭和35年7月の社会保険事務

所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和31年4月1日、資格喪失日が37年5月16日とされ、当該期間のうち、31年4月1日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C支店における資格取得日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された辞令及び健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正届の写し、雇用保険の記録並びにB社人事部の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和31年4月1日にA社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和31年5月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C社支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C社支店から同社D支社へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和44年7月1日にA社C社支店から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C社支店における昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和44年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6

月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年3月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月26日から同年3月2日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C支社から同社D支店へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、雇用保険の記録及び申立人の陳述等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和40年3月2日にA社C支社から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和40年1月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の給与から申立期間の保険料を控除したのであれば、当該保険料についても納付したはずであると主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月15日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社本社から同社B支店へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和47年5月15日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和47年6月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届に事務過誤があったとしていることから、事業主が、昭和47年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月25日から同年11月25日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和35年4月にA社に入社し、平成13年3月に退職するまで同社に継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社C支店から同社本社店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る異動日については、申立人と同一日にA社C支店で資格を喪失している同僚二人が、申立人と同じ異動先において、昭和46年10月25日に資格を取得していることから、申立人の異動日も同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年4月1日）及び資格取得日（昭和22年6月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和21年10月から23年4月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和21年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、22年4月1日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、昭和22年6月1日以前は、年収が制限額を超えると、制度上健康保険に加入できず、厚生年金保険にのみ加入することとされていたところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、制限額を超える標準報酬月額に至った者については、標準報酬月額の変遷欄に、制限額を超える標準報酬月額に至った日及び当該標準報酬月額が、備考欄には健康保険のみ資格喪失である旨の記載が確認でき、資格喪失日欄には記載が無いことが確認できる。しかし、当該被保険者名簿における申立人の記録を見ると、標準報酬月額の変遷欄に、制限額を超える標準報酬月額に至った日として、申立期間の始期である同年4月1日が記載されているにもかかわらず、資格喪失日欄に同日が記載

されている。

さらに、当該被保険者名簿を見ると、申立人を含めて、資格喪失日欄に昭和22年4月1日又は同年3月1日と記載されている者全員が、標準報酬月額の変遷欄に、資格喪失日と同一日の日付及び制限額を超える標準報酬月額が記載されている一方で、標準報酬月額が制限額を超えないまま資格を喪失した者については、標準報酬月額の変遷欄に、資格喪失日及び同日付けの標準報酬月額の記載は無い。

このことについて日本年金機構Bブロック本部C事務センターは、「年収が制限額を超えた者については健康保険のみ資格を喪失させるべきところ、申立期間当時の社会保険事務所の担当者が、事務過誤により厚生年金保険も併せて資格を喪失させてしまい、後の昭和22年6月1日に健康保険の年収制限が撤廃されたことに伴い、同日付けで健康保険と厚生年金保険の資格を併せて再取得させた可能性が有る。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険の記録管理が適正に行われていなかったものと認められ、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年4月1日）及び資格取得日（昭和22年6月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 27 日から 42 年 3 月 25 日まで  
過去の厚生年金保険被保険者期間について社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A社に勤務していた期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社を昭和 42 年 3 月 25 日に退職したが、脱退手当金の請求も受給もしていない。」としている。そこで、申立人のオンライン記録を見ると、申立人は、脱退手当金が支給された翌日の昭和 42 年 7 月 18 日にB社で新たに厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある2回の被保険者期間(計 35 か月間)及び脱退手当金の支給日直前である申立期間後の被保険者期間(3 か月間)については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人がこれらの期間をすべて失念するとは考え難い。

さらに、A社において申立人と同一時期に資格を喪失し受給要件を満たす女性の同僚は、「当時、会社から脱退手当金の説明は受けていない。」旨陳述しているほか、当時、同社の社会保険事務担当者であった同僚も、「脱退手当金の代理請求手続について聞いたことも行ったことも無い。」旨陳述していることを踏まえると、当時、事業主による代理請求が行われていた事情はうかがえない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の生年月日は、「昭和18年9月15日」と誤って記載されたまま脱退手当金の支給決定後も訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 大阪厚生年金 事案 6576 (事案 4313 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月から20年10月まで

私は、申立期間はA社本社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

その後、A社での辞令が3枚でてきた。それによると、少なくとも昭和20年4月13日から同年10月1日までは、本社B部門で勤務したことが確認できるので今回、再申立てをした。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社における在職は、期間は特定できないものの推認されるが、同社及び同僚からも申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等について確認することはできなかった上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当時、同社は必ずしも女性社員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人は新たな資料としてA社における辞令等を提出しており、当該辞令等によると、申立人は、申立期間と重なる昭和20年4月13日から同年10月1日までD職事務員として同社B部門で勤務していることが確認できることから同社に再照会したが、同社では「当時の資料が無く、上記期間以外の申立人の在職は不明であり、また、申立人の

申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除についても確認することができない。」旨の回答であった。

そこで、申立期間当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（書替前、書替後の3種類）を再検証したところ、同社に払い出された厚生年金保険記号番号のうち、当該被保険者名簿に記録されていない記号番号が多数見付き、その多くがオンライン記録上も未統合のままとなっていることが確認でき、当該未統合となっている記号番号（60名分）について厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）をすべて調査したところ、その中に「E氏」名の未統合記録が確認できた（生年月日は昭和3年\*月\*日、資格取得日19年6月1日、資格喪失日20年10月1日、事業所名「C社」）。

当該未統合の記録は、申立人の旧姓「F氏」と一字違いであるものの、生年月日は同一であり、申立期間とおおむね一致する被保険者期間となっているほか、C社は、その後、A社と名称変更していることが上記被保険者名簿でも確認できる。

なお、当該未統合の記録のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われていない期間に当たる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人の厚生年金保険の記録から、40円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和32年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月29日から同年6月3日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、A社D支店から同社C支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社で継続して勤務し（昭和32年5月29日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和32年6月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年8月16日に、資格喪失日に係る記録を30年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 明治44年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年8月16日から30年3月15日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和10年から41年まで継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和29年8月1日にA社C支店から同社B支店に異動、30年3月1日に同社B支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年7月及び同社D支店における30年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年8月から30年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成8年4月及び同年5月は38万円、同年6月から9年1月までは44万円、同年2月から同年5月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与支給額より低い額になっていることが分かった。申立期間当時の給与明細書を提出するので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成8年4月及び同年5月は38万円、同年6月から9年1月までは44万円、同年2月から同年5月までは50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 25 日から 42 年 3 月 21 日まで  
社会保険事務所(当時)に年金の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務した昭和 35 年 1 月 25 日から 42 年 3 月 21 日までの期間について、退職後 1 年以上も経過した 43 年 5 月 7 日に脱退手当金が支給されているとの回答を受けたが、脱退手当金は受け取っていない。

A社B工場に同期入社した同僚(C県在住)が、年金記録確認D地方第三者委員会に申し立てた件で、同委員会から私に同僚照会があり、私も申し立てることにしたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 43 年 5 月 7 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 42 年 6 月\*日に婚姻し、改姓しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は当該事業所を退職、婚姻後、間もなく国民年金に加入し、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期の直後から国民年金保険料を納付していることから、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和23年1月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年11月から22年5月までは150円、同年6月から同年12月までは200円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月30日から23年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、C社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社から同一敷地内にある関連会社のC社に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の事業主でA社の元事業主の子、同社及びC社の複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社及びその子会社のC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年1月1日であること、及び複数の同僚の陳述内容から判断すると、同社が適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和21年11月30日に被保険者資格を喪失しているところ、同名簿において、当該資格喪失日以降の22年6月1日に標準報酬月額の随時改定がいったん記

録され、その後取り消されている事跡があり、同様の事跡は、申立人を除いて 22 人あり、申立人を含むこれら 23 人の資格喪失手続きがさかのぼって行われたと考えられるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 21 年 11 月 30 日に資格を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の A 社における資格喪失日は、23 年 1 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 21 年 10 月の社会保険事務所の記録から、同年 11 月から 22 年 5 月までは 150 円、同年 6 月から同年 12 月までは 200 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30年7月は6,000円、同年8月から31年9月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月30日から31年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和30年3月に入社し、31年9月30日まで勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、昭和30年3月にA社に入社以降、B業務従事者として31年9月30日に退職するまで勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び同僚が陳述した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる56人のうち、所在が判明した同僚16人に照会し、12人からの回答を得たところ、自身の勤務期間を記憶する6人は勤務期間と厚生年金保険の加入期間がほぼ一致していると陳述している。

さらに、申立人及び同僚の陳述から、申立人の在職期間中において、申立人の勤務形態及び業務内容等に変更は無かったと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得した同僚の標準報酬月額から、昭和30年7月は6,000円、同年8月から31年9月までは9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が昭和33年4月1日に適用事業所ではなくなっており、関係者の所在も不明であるため確認できないが、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届、これに基づく定時決定及び事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、30年7月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から31年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月11日から50年12月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月11日から51年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和48年8月4日に入社し、51年10月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が有る被保険者のうち所在の判明した複数の同僚に事情照会し、5人から回答を得られたところ、5人全員が「申立人は、自分の退職時点では在籍していた。」と陳述しており、5人のうち最後に被保険者資格を喪失している者の資格喪失日は昭和50年12月9日であることから、申立人は、同日までは同社に勤務していたことが推認される。

また、A社に係る商業登記簿において、申立人は、同社登記時の昭和49年3月から取締役就任しており、申立期間中である50年8月まで取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間を含むA社在職中に職種及び仕事内容に変化は無かった。」としているところ、上記同僚照会において回答を得られた複数の同僚は、「申立人はずっと部長職で、職種などに変更は無かった。」と陳述している。

加えて、上記同僚のうち1人は、「A社でB職であったのは、自分と申立人を含めて計3人であった。」としているところ、申立人を除く2人のB職には、それぞれの退職時期まで厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月11日から50年12月9日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年7月の社会保険事務所の記録及び同社において同じB職であった者の標準報酬月額は、いずれも資格喪失時まで最高等級の20万円であることから、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和51年1月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、49年8月11日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から50年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和50年12月9日から51年11月1日までの期間については、同僚の陳述等によっても申立人の勤務実態を確認することはできず、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和50年12月9日から51年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月1日から38年3月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を36年10月1日に、資格喪失日に係る記録を38年3月20日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、36年10月から37年9月までは8,000円、同年10月から38年2月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から36年3月ごろまで  
② 昭和36年4月ごろから38年4月10日まで

私は、親の知人の紹介で自宅近くにあった工場のC社に昭和34年4月から36年3月ごろまでD業務従事者として勤務した（申立期間①）。

また、私は、C社を退職後、昭和36年4月ごろから38年4月10日までA社にD業務従事者として勤務した（申立期間②）。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、私がC社及びA社に勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる同僚の陳述及び複数の同僚の同社での被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月1日から38年3月20日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同一業務に従事していたとされる同僚には、A社での厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる上、申立人及び同僚が陳述した当時の同社における従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時の同社では、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和36年10月1日から38年3月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の同僚の標準報酬月額から、昭和36年10月から37年9月までは8,000円、同年10月から38年2月までは9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年10月から38年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和36年4月ごろから同年10月1日までの期間及び38年3月20日から同年4月10日までの期間について、B社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答している上、複数の当時の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に同社に在籍していたことを推認できる陳述は得られなかった。

申立期間①について、申立人が勤務していたとするC社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録が無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立期間当時の住宅地図を調査したところ、申立人が記憶しているC社の所在地に同社の存在が確認できるものの、同社は現存していない上、申立人は、事業主の姓しか記憶しておらず、同僚の名前も記憶していないため、これらの者から、同社での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①並びに②のうち、昭和36年4月ごろから同年10月1日までの期間及び38年3月20日から同年4月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①並びに②のうち、昭和36年4月ごろから同年10月1日までの期間及び38年3月20日から同年4月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年3月23日に、同社C支店における資格喪失日に係る記録を31年12月5日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額については、28年3月及び同年4月は7,000円、31年11月は9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月23日から同年5月1日まで  
② 昭和31年11月30日から同年12月5日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、同社入社日の昭和28年3月23日から同年5月1日までの期間(申立期間①)及び同社C支店から同社D支店に転勤した時期の31年11月30日から同年12月5日までの期間(申立期間②)が、厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社提出の社員台帳から、申立人が昭和28年3月23日にA社に入社し、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、「社員台帳の記録から、申立人が昭和28年3月23日にA社に正社員として入社していることは間違いなく、正社員は、入社日から厚生年金保険に加入させていたはずであり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②について、雇用保険加入記録及びB社提出の社員台帳から判断す

ると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和31年12月5日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年5月の社会保険事務所の記録から、7,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C支店における31年10月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年10月4日から23年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年10月4日）及び資格取得日（昭和23年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、20年10月から21年3月までは200円、同年4月から22年5月までは450円、同年6月から23年4月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和30年7月21日から同年8月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を同年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月4日から23年5月1日まで  
② 昭和30年7月21日から同年8月8日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和20年10月4日から23年5月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている(申立期間①)。

また、私は、A社のD職の勧めで、昭和30年7月21日に同社子会社のC社に異動したが、同日から同年8月8日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている(申立期間②)。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年10月4日に資格を喪失後、23年5月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者の申立期間①におけるA社での厚生年金保険被保険者記録が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる上、当該同僚は、「A社在籍期間中の申立人の業務内容及び雇用形態等に変更は無かったと思う。」旨陳述している。

さらに、A社における申立期間当時の事務担当者であったとする同僚は、「当時のA社の従業員はすべて正社員であったので、従業員全員が社会保険に加入していたと思う。申立人が申立期間に同社に在籍していたのであれば、当該期間の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同年齢の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和20年10月から21年3月までは200円、同年4月から22年5月までは450円、同年6月から23年4月までは600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年10月から23年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できる複数の同僚及びA社の事務担当者であったとする同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間を含めて同社及びその関連会社に継続して勤務し(昭和30年7月21日にA社からC社に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和30年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当であ

る。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年11月14日から47年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和46年11月14日）及び資格取得日（昭和47年1月21日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月ごろから33年9月1日まで  
② 昭和46年11月14日から47年1月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、B社で勤務した申立期間①及びA社で勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。B社には昭和32年11月ごろから33年9月までの期間勤務し、A社には加入記録が無い46年11月14日から47年1月21日までの期間も継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和46年5月4日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月14日に資格を喪失後、47年1月21日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「申立期間は、上司から、責任者としてA社C工場のD業務に従事するよう指示を受け、同社本社工場から同社C工場に異動した。同工場での業務も本社工場と同じくD業務であり、業務内容に大きな変更は無かった。」と陳述しているところ、上記の同僚は、「申立期間当時、私は、A社C

工場で勤務しており、申立人は、同社本社工場から私の上司として赴任してきて私と同じD業務に従事した。」と陳述している。

さらに、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

加えて、A社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳は残っていないが、申立期間に申立人が当社の事業所間で異動したのであれば、当該期間の厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年11月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、元従業員の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務したことが推認できる。

しかし、B社の元取締役は、「申立期間当時、B社では、見習期間を設けていた。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有り、聴取することができた元従業員二人及び当該元従業員が同期入社であったとする一人は、入社したとする時期の約1年から3年後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当時、同社では、従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、B社は、平成20年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該元取締役は、申立期間当時の資料は残っていないとしているため、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月3日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年4月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から同年10月1日まで  
② 昭和56年10月から59年12月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和43年3月からD業務担当として勤務し、C社には56年10月から59年12月までE業務担当として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和43年4月3日からA社で勤務したことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る同僚は、「申立期間当時、A社では試用期間は無く、入社してすぐに厚生年金保険に加入していた。」と陳述しているところ、同名簿において申立期間に被保険者記録が有る別の同僚は、自身が入社したとする時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、同人の厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日は一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年9月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているものの、事業主による資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和43年10月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年3月から同年4月3日までの期間については、A社の事業を継承するB社は、申立期間当時の資料は焼失したとしており、このほかに申立人の当該期間における勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、C社の元事業主が申立人を記憶していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務したことが認められる。

しかし、オンライン記録によれば、C社は、昭和58年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではない。

また、C社の元事業主は、「申立期間当時、役員と内勤社員のみを厚生年金保険に加入させており、E業務社員は加入させていなかった。」と陳述しているところ、申立人がE業務社員であったとする同僚は、同社において厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②におけるC社の従業員数は14人程度であったとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該期間における被保険者数は、7人であったことが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和43年3月から同年4月3日までの期間及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添①一覧表参照）に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添①一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添①一覧表参照）

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳により、申立人は、＜申立期間＞（別添①一覧表参照）に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添①一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る＜申立期間＞（別添①一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件5件（別添①一覧表参照）

## 別添①

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間及び標準報酬月額	
					申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
大阪 事案6589	男		昭和56年生		平成18年12月 7 日	29万円
大阪 事案6590	男		昭和23年生		平成18年12月 7 日	47万円
大阪 事案6591	男		昭和45年生		平成18年12月 7 日	30万円
大阪 事案6592	女		昭和55年生		平成18年12月 7 日	25万5,000円
大阪 事案6593	男		昭和21年生		平成18年12月 7 日	37万5,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、〈標準賞与額〉（別添②一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添②一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添②一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添②一覧表参照）

〈申立期間〉（別添②一覧表参照）に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金事務所には当該期間の標準賞与額に係る記録が無いので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、〈標準賞与額〉（別添②一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

(注) 同一事業主に係る同種案件 23 件（別添②一覧表参照）

## 別添②

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	納付記録の訂正が必要な期間及び 標準報酬月額	
					申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
大阪 事案6594	男		昭和39年生		平成16年12月20日	34万9,000円
大阪 事案6595	男		昭和23年生		平成16年12月20日	35万9,000円
大阪 事案6596	女		昭和39年生		平成16年12月20日	119万4,000円
大阪 事案6597	女		昭和45年生		平成16年12月20日	36万4,000円
大阪 事案6598	男		昭和45年生		平成16年12月20日	33万8,000円
大阪 事案6599	男		昭和26年生		平成16年12月20日	36万4,000円
大阪 事案6600	男		昭和55年生		平成16年12月20日	21万8,000円
大阪 事案6601	男		昭和48年生		平成16年12月20日	66万4,000円
大阪 事案6602	女		昭和50年生		平成16年12月20日	48万4,000円
大阪 事案6603	男		昭和57年生		平成16年12月20日	22万9,000円
大阪 事案6604	女		昭和22年生		平成16年12月20日	5万円
大阪 事案6605	女		昭和26年生		平成16年12月20日	5万円
大阪 事案6606	男		昭和59年生		平成16年12月20日	18万8,000円
大阪 事案6607	男		昭和29年生		平成16年12月20日	39万2,000円
大阪 事案6608	女		昭和25年生		平成16年12月20日	5万円
大阪 事案6609	男		昭和55年生		平成16年12月20日	30万円
大阪 事案6610	女		昭和44年生		平成16年12月20日	50万3,000円
大阪 事案6611	女		昭和40年生		平成16年12月20日	28万5,000円
大阪 事案6612	男		昭和55年生		平成16年12月20日	26万8,000円
大阪 事案6613	男		昭和47年生		平成16年12月20日	46万円
大阪 事案6614	女		昭和30年生		平成16年12月20日	5万円
大阪 事案6615	女		昭和30年生		平成16年12月20日	5万円
大阪 事案6616	男		昭和29年生		平成16年12月20日	64万円

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年6月まで  
② 昭和50年10月から同年12月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、自宅に送付された納付書で、金融機関で納付した。

私は、保険料を納付した証拠として、申立期間①及び②当時の領収証書をそれぞれ所持している。

昭和53年12月ごろ、当時未納となっていた期間の国民年金保険料をそれぞれ納付したが、社会保険庁（当時）の説明では申立期間の保険料を受け取れない期間の分なので還付したとのことであった。しかし、私は還付を受けた記憶も、還付手続をした記憶も無く納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している過年度保険料領収証書を見ると、申立人が昭和50年4月から同年6月までの期間及び同年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料をそれぞれ53年12月27日に過年度納付したことが確認できる。しかし、納付時点において50年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の保険料は時効により制度上納付できない。

また、納付時点において申立人に過年度納付が可能な未納期間が存在しないことから、社会保険事務所（当時）が昭和54年ごろに還付金の充当処理を行わず申立期間①及び②の国民年金保険料を還付していることに不自然さはみられない。

さらに、還付整理簿は既に廃棄済みのため、申立人に係る還付決定日及び支払日を確認できないが、申立人に係る特殊台帳を見ると、摘要欄に還付の対象

となる保険料納付期間、還付理由及び還付金額の記載があり、この記録に不自然さがみられない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料の還付を受けていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から昭和41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年3月まで

私の国民年金手帳の資格取得日が昭和39年2月22日になっているので、養母が、昭和39年ごろ、国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

養母は以前から国民年金に加入していたので、自宅に来ていた集金人に自身の分と一緒に私の保険料を納付してくれていたと思う。集金は、当初は婦人会の役員が、国民年金組合ができてからは組合の集金人が来て行っていた。養母は昭和49年に病気で亡くなったが、そのころまでは養母が保険料を納付し、以降は私が納付している。

養母は既に亡くなっており、詳細は分からないが、申立期間の保険料は納付していると思うので記録をよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年ごろに、養母がA市で国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金被保険者資格の取得月である同年2月以降の国民年金保険料も、養母が納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年2月28日に払い出されていることが確認でき、また、申立人の国民年金手帳を見ると同年1月24日発行の記載があることから、申立人は42年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金の加入時点において、申立期間のうち、昭和39年2月から同年9月までの国民年金保険料は、制度上納付することができず、同年10月から41年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、過年度保険料を取り扱っていなかった集金人(婦人会役員又は国民年金組合の

集金担当者)に納付していたと陳述している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿、申立人に係る特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳を見ると、国民年金組合における申立人の加入者番号が記載されている上、同手帳の昭和41年度印紙検認記録欄に、昭和41年4月から同年12月までの保険料を42年2月24日に納付していることを示す検認印が押されており、この日付は、41年の秋ごろに設立された国民年金組合における組合員に対する最初の印紙検認日(昭和42年2月24日)と一致している。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が発行されていた可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧検索及び各種の氏名検索を実施したが、その形跡はうかがえなかった。

以上のことから、申立人の養母は、国民年金組合設立後の昭和42年1月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、同組合において同年2月24日から保険料納付を開始したと考えるのが自然である。

このほか申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年4月まで

私は、昭和36年ごろ、A市B区役所の集金人から加入勧奨を受け、将来のことを考えて国民年金の加入手続をしたと思うが、どのように手続したかなど記憶は無い。

私は、申立期間当時、自宅近くの知人宅で内職をしていたが、その際に知人宅へ毎月来ていた集金人に自身の保険料を現金で納付し、年金手帳に押印してもらっていた記憶があるがはっきりしない。

私は、申立期間について、保険料を納付していたと思うので、もう一度納付記録をよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろにA市B区で国民年金の任意加入手続を行い、同年4月以降、知人宅を訪れる区の集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和44年10月20日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、このころに申立人の国民年金の任意加入手続が行われたものと推定できることから、申立内容と符合しない。

また、加入時点において、申立期間は、国民年金の未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を一緒に納付していたとする知人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和43年8月30日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、少なくとも同年8月以降にA市B区の集金人が知人宅を訪れたと考えるのが自然であり、申立内容と符合しない。

加えて、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査及び確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から63年9月まで

昭和51年10月に会社を退職し、A市で元内縁の夫(以下「元夫」という。)と同居した。その後、52年春に病気になり3週間ほど入院した。退院後、時期をはっきりとは覚えていないが、市内にある元夫が自営する店の手伝いをしている時に市役所の職員が訪ねて来て、国民年金の保険料の納付を督促された。しかし、その時は、元夫と同居をはじめたころで元夫の店の土地代の支払い及び病院の支払い等もあり、保険料を納付することができなかつたので保険料は免除にしてもらった。その時の免除期間は、51年10月から52年9月までの1年間であった。

昭和52年9月に元夫の店舗兼住宅に転居した時、集金人が来たので、元夫との夫婦二人分の保険料をこの時からの1年分納付した。その時の夫婦二人分の保険料の年払額が2万2,000円ぐらいであった。翌年からは年に1回集金人が来たので夫婦二人分の保険料を年払いで納付し、その後、時期は定かでないが、市役所に行って未納期間の保険料を言われるままに納付した。さらに、その後は、時期は定かでないが元夫の銀行口座から夫婦二人分の保険料を毎月口座振替で納付した。

申立期間のうち、昭和52年10月から54年3月までが申請免除となっているが、この期間の免除申請手続はしていない。

申立期間の保険料を納付したのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、申立人の元夫の保険料と一緒に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期及び保険料の納付状況をみると、

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳の記録から、申立人は昭和44年6月に手帳記号番号が払い出され、同年4月から54年3月までの保険料が申請免除となっていることが確認できるところ、保険料の免除申請を行ったのは51年10月から52年9月までの1年だけだったとする申立人の陳述と符合しない。なお、特殊台帳に記録されている44年4月から54年3月までの申請免除期間のうち、46年9月から51年9月までの期間は、厚生年金保険被保険者期間であったため、平成3年1月に国民年金の申請免除が取り消されていることがA市の被保険者名簿から確認できる。

また、申立期間について、申立人と同じ納付行動をとっていたとする元夫の納付状況を見ると、オンライン記録から、申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの期間、54年4月から56年12月までの期間、59年12月から60年3月までの期間、62年9月、同年10月、63年2月、同年5月、同年7月及び同年9月の保険料は未納となっていることが確認できる上、53年4月から54年3月までの保険料は免除の後に追納、57年1月から59年3月までの保険料は同年11月に過年度納付していることが確認でき、保険料を元夫の分と一緒に納付していたとする申立人の陳述と符合せず、申立人と元夫の納付行動は別であったと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間に続く昭和63年10月から平成2年3月までの保険料を3年1月に過年度納付していることが確認できるところ、この時点において、申立期間の保険料は時効により、制度上、納付することはできない。

加えて、申立人は、元夫の住所等が分からないと陳述しており、元夫から当時の事情を聞くことができない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで  
② 昭和43年10月から47年3月まで

私の国民年金は、制度が始まった時、伯父に頼みA市B区役所で加入手続をしてもらい、保険料は、最初のころは伯父に渡し、同市C区に転居してからは兄に渡して納付してもらった。結婚した昭和44年4月にD市役所で国民健康保険の加入手続を行い、同時に国民年金の手続も行った。それ以降52年ごろまでは、免除期間を除き保険料を納付していた。

申立期間①及び②が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が始まった時に国民年金の加入手続を行い、A市C区に住んでいた時は、保険料を申立人の兄に渡して納付してもらった。結婚した昭和44年4月以降は、申立人自身が保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和36年6月17日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、オンライン記録を見ると、同年4月から42年12月までの期間及び43年4月から同年9月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認できるが、申立期間①及び②の保険料は未納の記録となっている。

また、申立人に係るA市C区の被保険者名簿を見ると、昭和36年4月から42年12月までの期間及び43年4月から同年9月までの期間の保険料が納付済みであり、同年1月から同年3月までの期間及び同年10月以降の保険料は、未納の記録となっているとともに、この被保険者名簿には、保険料の納付確認において、保険料納付済月数が87月であったとの記載があり、この時点で、

被保険者名簿の納付記録はオンライン記録と一致している。

申立期間①についてみると、C区の被保険者名簿から、申立期間直後の昭和43年4月から同年9月までは、同年7月4日に保険料を現年度納付していることが確認できるが、この時点では、申立期間①の保険料は過年度納付が可能であるものの、過年度保険料は、市では収納することはできず、納付書により金融機関において納付しなければならないが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無く、金融機関における保険料納付の記憶も無いと陳述するなど、申立期間①の保険料が納付されたとは考え難い。

次に、申立期間②についてみると、C区の被保険者名簿には、昭和43年10月からの保険料を納付した記録は無いところ、「職権転出、45年3月31日、転入地から返戻」の記録がある上、46年11月1日付けで「社保管理」の印があり、特殊台帳にも「46年11月不在被保険者」の記録が確認できることから、同区では、申立人の転居先が確認できず不在被保険者となったものと考えられ、43年10月からの保険料が未納となっている記録に不自然さは見られない。なお、同区の被保険者名簿の氏名は、旧姓のままであり、オンライン記録も、平成20年5月12日に氏名変更の処理がされるまで旧姓のままであった。

また、申立人は、昭和43年4月ごろに住み込んでいた勤務先を辞め、その後、同年10月ごろから結婚した44年4月まで住み込みで勤務していた。その際は、住み込み先まで集金人来てもらった訳にはいかないので保険料を納付した記憶は無いと陳述していることから、申立期間②のうち、43年10月から44年3月ごろまでの保険料は納付していないと考えるのが自然である。

さらに、申立人には、申立人の夫と共に昭和47年9月30日に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できること、同年4月から夫婦一緒に夫婦二人分の保険料の納付を開始したことが特殊台帳から確認できる。この同手帳記号番号の払出時点において、申立期間②のうち、43年10月から44年12月までの保険料は時効により、制度上納付することができず、45年1月から47年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと陳述している。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したがその形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年5月まで

私は、国民年金制度が始まってしばらくして、A市役所から集金人が来たので、夫と共に国民年金に加入し、保険料を納付した。その後、保険料の免除手続をした。昭和63年ごろに市役所から、過去の保険料を納付すれば年金が受給できるという通知が来たので、さかのぼって一括で納付することにし、夫が夫婦二人分の保険料として合わせて64万円ほどを納付したと記憶している。

保険料を納付した申立期間の記録が免除とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年ごろに市役所から過去の保険料を納付すれば年金が受給できるという通知が来たので、申立人の夫が申立期間の保険料を含めた夫婦二人分の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付状況をみると、昭和36年4月から40年3月までの期間及び41年1月から43年3月まで期間の保険料を55年6月24日に特例納付していることが、特殊台帳及びA市の被保険者名簿から確認できる。

しかし、申立期間は、保険料の申請免除の期間であり、制度上、特例納付による保険料納付はできない。

また、申立人及びその夫は、免除となっていた昭和45年6月から49年4月までの保険料を、55年6月24日に追納していることが、特殊台帳及びA市の被保険者名簿から確認できるが、この時点で、申立期間は、追納が可能な10年を経過していることにより納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額は夫婦二人の分と

して合わせて64万円ぐらいであったと陳述しているところ、特例納付及び追納した期間の夫婦二人分の保険料額は、64万9,200円であり、申立人の陳述する保険料額とおおむね一致していることから、申立期間の保険料は含まれていなかったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、A市に住んでいた当時、友人から国民年金について、今なら保険料をまとめ払いすることで最初から加入したことになると教えてもらった。私の夫は共済組合、友人の夫は厚生年金保険に加入しており、国民年金は任意加入であると知っていたが、自分たちに年金があるほうが良いと相談し、夫たちには内緒で加入した。加入したのはほぼ同時期で、友人の方が少し早かったと思う。

A市役所に国民年金に加入したいと連絡すると、男性の集金人が家まで来てくれ、最初に1回だけ保険料をまとめ払いし、以後は毎月継続的に納付した。保険料の納付方法は薄い通帳のようなものを受け取って、そこにスタンプを押していたと記憶している。まとめ払いした金額は思い出せないが、当時、積み立てていた預金を解約したお金を充当した。

昭和36年4月までさかのぼって保険料を納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和44年4月1日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、このころ国民年金に任意加入したと推定できる上、特殊台帳にも同日に任意加入したことが記録されており、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金への加入を勧めた友人とほぼ同時期に国民年金

に加入し、友人と同様に昭和 36 年 4 月までさかのぼって保険料をまとめて納付したと陳述しているが、その友人の記録を見ると、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、申立人の国民年金加入時期より約 1 年 10 か月前の 42 年 6 月に国民年金に任意加入しており、それ以前の期間の保険料をさかのぼって納付した形跡は無いことから、申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人の所持する 1 冊目の国民年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、昭和 44 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月の保険料をまとめて同年 9 月 1 日に納付し、以後はほぼ 1 か月から 2 か月分の保険料を継続的に納付していることが確認できることから、申立人が最初にまとめ払いした保険料は、同年 4 月から同年 9 月までの保険料であったと推察される。

なお、申立人が所持する 1 冊目の国民年金手帳の資格取得欄は、「昭和 36 年 4 月 1 日」、被保険者の種別には、任意に「○印」が付されている。一方、国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳及びオンライン記録における国民年金の資格取得日は、昭和 44 年 4 月 1 日に任意加入となっており、また、申立人の所持する 2 冊目の国民年金手帳の資格取得欄は「44 年 4 月 1 日」任意加入となっている。これらのことを踏まえると、申立人の所持する 1 冊目の国民年金手帳への記載が誤りであったものと推察される。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から55年5月まで

私は、結婚後に実家の母から勧めを受け、国民年金に加入することにした。昭和42年4月下旬、義母に付き添ってもらいA市役所B支所に行き加入手続をした。当日、窓口で200円の保険料を納付し、薄紙の領収証を受け取った。市役所には国民年金保険料を納付する為に合計3回程度行き、その後は郵送されて来た納付書で、郵便局の窓口から定期的に保険料を納付していた。

市役所の窓口で、初回は1か月分の保険料を納付し、次回からは1回につき2か月分程度の保険料を納付した。ある時、市役所窓口で、「こんな薄い受領証では紛失しそうです。」と伝えたところ、「役所の台帳に記録していますから、無くしても心配いりません。」と回答を受けたが、私は、A市役所で自分の年金記録原簿が紛失したのではないかと、疑いを持っている。

上記期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月下旬にA市役所B支所で国民年金に加入し、以後、保険料を継続し納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の所持する国民年金手帳及びA市の被保険者名簿から、昭和55年6月27日に国民年金に任意加入したことが確認できる上、オンラインの統合年金記録にも同日に任意加入したことが記録されており、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時、窓口で3回程度保険料を納付し領収証を受け取り、その後は、郵送されてきた納付書により保険料を納付していたと陳述しているところ、A市で、納付書による保険料納付（自主納付方式）が開始さ

れたのは昭和 50 年度からであり、49 年度までは、集金人が各戸に訪問して年金手帳による保険料収納を行っていたことから陳述と符合しない。

さらに、申立期間は 157 か月と長期間であり、A 市及び B 社会保険事務所（当時）が、13 年以上にわたり、事務的過誤を繰返したとは考え難い。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から42年12月までの期間及び43年9月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から42年12月まで  
② 昭和43年9月から48年12月まで

私は、昭和50年以前は両親と同居しており、父親は自営業を営んでいた  
ので、私も手伝いをしていた。国民健康保険、国民年金及び税金などは父親  
が納付していた。同年に独立をして家を建てたため、両親と家計も別になり、  
翌年に両親も家を建て替えたので、その際に帳簿類が紛失したと思う。

60歳になって、社会保険事務所(当時)に行き年金手帳を見せたときも、  
職員は「全部ありますね。」と言っていた。昭和50年に加入手続をしたこと  
になっているが、この時期は、年金手帳が再発行されたと思っていた。

父親が生前に、私たち兄弟が年老いたときに困らないようにしておくと言  
っていたことを覚えており、申立期間の保険料が未納とされているのは納得  
できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料は、昭和50年以前は、父親が納付しており、  
同年以降独立して父親と生計が別になってからは、申立人の妻が夫婦二人分の  
保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人夫婦の国民年金  
手帳記号番号は、昭和50年12月2日に夫婦連番で払い出されていることが、  
国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、この場合、申立期間①及  
び申立期間②のうち、43年9月から47年12月までの保険料は時効により制  
度上、納付することはできない。

また、申立人夫婦及び申立人の弟は、国民年金の加入手続については、申立

人の父親が行ったと申し立てているが、それぞれの国民年金手帳記号番号の払出状況を見ると、申立人夫婦については、昭和50年12月2日に夫婦連番で払い出されているが、申立人の弟については、44年6月ごろに職権での加入勧奨により、加入手続が行われていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立人夫婦及び申立人の弟の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間①について、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親の納付状況を見ると、オンライン記録及び申立人提出の領収書から、昭和36年4月から40年3月までの保険料は未納になっていることが確認できる上、同年4月から42年3月までの保険料を、同年9月30日に過年度納付していることが確認できることから、申立人の父親が申立人の保険料のみを納付していたとは考え難い。

次に、申立期間②について、申立人は、昭和50年ごろにさかのぼって保険料を納付した記憶があると陳述しているところ、申立人の特殊台帳を見ると、49年1月から50年9月までの保険料を、51年12月に過年度納付していることが確認できることから、申立人の陳述と符合するものの、この時点では、申立期間②の保険料は時効により制度上、納付することはできない。

また、申立期間①及び②は、それぞれ56か月及び64か月と長期間である上、申立期間②については、申立人の妻も未納の記録になっており、行政側がこれだけの長期間にわたり夫婦二人分ともに事務的過誤を継続するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付には直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付は申立人の父親が行ったと陳述しており、その父親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から50年9月まで

私は、昭和50年以前は夫の両親と同居しており、義父は自営業を営んでいたため、夫も手伝いをしていました。国民健康保険、国民年金及び税金などは義父が納付していた。同年に独立をして家を建てたため、夫の両親と家計も別になり、翌年に夫の両親も家を建て替えたので、その際に帳簿類が紛失したと思う。

夫が60歳になって社会保険事務所（当時）に行き、私の年金手帳を見せたときに、職員は「全部ありますね。」と言っていた。昭和50年に加入手続をしたことになっているが、この時期は、年金手帳が再発行されたと思っていた。

義父が生前に、私たち夫婦と義弟が年老いたときに困らないようにしておくと言っていたことを覚えており、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料は、昭和50年以前は、義父が納付しており、同年以降独立して義父と生計が別になってからは、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月2日に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、この場合、申立期間のうち、43年9月から47年12月までの保険料は時効により制度上、納付することはできない。

また、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付に

は直接関与しておらず、加入手続及び独立して生計を別にするまでの保険料の納付は申立人の義父が行ったと陳述しており、その義父は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

さらに、オンライン記録から、一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫についても、申立期間のうち、昭和43年9月から48年12月までの期間は未納の記録になっている。

加えて、申立人の夫の記録が納付済みとなっている昭和49年1月から50年9月までの期間について、申立人の夫は「昭和50年ごろに催告書が送られてきて、保険料をさかのぼって納付した記憶があるが、妻には催告書は送られてこなかった。」と陳述し、申立人も「催告書が送られてきた記憶は無い。」と陳述しているところ、申立人の夫の特殊台帳を見ると、当該期間の保険料が昭和51年に催告され、同年12月に過年度納付していることが確認できるが、申立人の特殊台帳には催告が行われた記録が無いことから、申立人夫婦の陳述に符合しており、申立人は、申立人の夫と違い、当該期間の保険料を遡って納付しなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立期間は85か月と長期間である上、行政側がこれだけの長期間にわたり夫婦二人分ともに事務的過誤を継続するとは考え難い。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から58年12月まで  
昭和49年ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、5年間分の国民年金保険料をさかのぼって現金で納付した。その後、1か月ごとに自宅に来ていた集金人に私の国民年金保険料を納付した。  
申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、5年間分の国民年金保険料をさかのぼって現金で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和61年2月26日に国民年金の加入手続を行っていることがA市の国民年金被保険者台帳及び検認記録簿から確認できることから、49年ごろに加入手続を行ったとする申立てと符合しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和61年2月時点は、特例納付期間でないため、申立人は5年間分の保険料をさかのぼって納付したと陳述しているが、保険料は2年間しかさかのぼることができないことから、国民年金の加入手続時点においては、申立期間の保険料は、時効により、制度上納付することができなかった。

さらに、申立人のオンライン記録を見ると、昭和59年1月から60年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立人は、国民年金加入時点において\*歳であり、60歳まで保険料を納付しても受給権の確保が困難であったが、61年4月の制度改正に伴い、60歳以降保険料を納付することが可能となった「高齢任意加入制度」が創設されたことにより、上記過年度納付を行い、65歳まで未納無く保険料を納付することにより、申立人は、

国民年金の受給権を確保したことがうかがえる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿について縦覧調査をしたが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年11月まで

私は、平成3年3月に会社を退職後、A市B区役所において、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。保険料については、同年4月及び同年5月は納付書により、同年6月以降は自身の口座から口座振替により納付した。

申立期間の当時、私は離婚を考えていたので、将来のために、国民年金に加入し、保険料を納付することは絶対に必要だと考えていた。また、友人からは、保険料を納付するか免除申請をするかどちらかしかないと聞いていたので、苦しかったが保険料を納付した。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA市の収納記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号に該当する加入記録及び納付記録は確認できず、申立期間について未加入期間とされているオンライン記録の内容と一致しており、未加入期間である申立期間については、制度上、保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人は、保険料の納付方法について、夫が国民年金に加入した昭和63年11月から平成2年3月までの期間については、申立人又はその夫の口座から口座振替により納付し、申立期間のうち、3年4月及び同年5月は納付書により、同年6月以降の6か月間は自身の口座から口座振替により納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人及びその夫のいずれにおいても、申立期間を含む昭和63年11月以降の期間において、口座振替により保険料を納付した記録は確認できず、申立内容と一致しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オ

ンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から51年3月まで

私は、昭和50年代当初に国民年金に加入し、それまで未納にされていた期間の保険料を一括で納付した。その領収書は、娘が年末調整に添付したと思うので、所持していない。申立期間の保険料は間違いなく納付しているので、未納にされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳によると、昭和36年4月から44年10月までの期間及び46年2月から48年1月までの期間について、55年6月に第3回特例納付(昭和53年7月から55年6月までの期間において実施)により、保険料を一括納付している旨の記載が確認できるが、申立人が同時に納付したと主張している申立期間については、保険料を納付した旨の記載は確認できず、オンライン記録の内容と一致する。

また、A社会保険事務所(当時)によると、申立期間に係る領収済通知書(通常、「納付書・領収証書」及び「領収控」と3枚複写で作成され、社会保険事務所で保管される書類)を保管しているが、申立人に係る昭和36年4月から44年10月までの期間及び46年2月から48年1月までの期間の領収済通知書は確認できるが、申立期間に係る領収済通知書は確認できないとしている。

さらに、申立人は、昭和36年4月から44年10月までの期間及び46年2月から48年1月までの期間の保険料を55年6月に特例納付した時点において、年金受給資格期間を約16年間確保したこととなり、60歳まで保険料を継続納付することにより受給権が確保できる。このことから、当該特例納付については、受給権確保のために行われたものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から40年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月から40年11月まで

私は、会社を辞めた後、A業種店で働き始めたが、そこは厚生年金保険の適用事業所にはなっていなかったため、B市役所で国民年金の加入手続きを行い、赤色の年金手帳をもらった記憶がある。

申立期間の保険料については、金額などは忘れてしまったが、B市役所本庁の年金窓口ではほぼ毎月、定期的に現金で納付し、年金手帳に領収印をもらったような覚えがある。

その年金手帳は引っ越しで紛失してしまったが、間違いなく納めているので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年7月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続きが行われたものと推認され、この時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から58年11月まで

私は、昭和48年5月ごろにA市に転入したのをきっかけとして、A市役所の窓口で、夫婦二人の国民年金への加入手続を行い、同時に市役所職員から、妻の厚生年金保険被保険者期間と自身の年金受給資格の関係についての説明を受けた。

また、申立期間中の保険料納付については、妻にまかせていたため、納付金額などの詳細は不明であるが、加入当初は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納付していたように思う。

ところが、A市転入後の期間が長期間未納とされている。特に、商売を始めた昭和56年ごろ以降については、税務申告を行っていたことから考えても未納であるはずがない。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転入した昭和48年ごろ、夫婦二人同時に国民年金への加入手続を行い、それ以降、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市役所を管轄していたC社会保険事務所（当時）（C社会保険事務所はA市を管轄していない。）により、59年2月に夫婦連番で払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人及びその妻には、過年度納付等により申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オン

ライン記録により、当時の通称による申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間については、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も未納期間である上、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無い。

なお、申立期間のうち、昭和 56 年ごろから 58 年ごろまでの期間について、申立人夫婦が営んでいた事業所に関し、確定申告を含む諸手続を行っていたとする証人に当時の事情を聴取したが、申立人夫婦が当該期間について国民年金保険料を納付したことを裏付ける具体的な事情は認められなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年11月まで

私は、昭和50年12月ごろ、友人と雑談中にサラリーマンの妻も国民年金に加入できると聞き、区役所に行ったと思うが、職員から、「年金制度は25年間支払わないといけないが、この際過去の未加入の分を一括して納めると加入できます。」と言われた。それで、私も25年に不足する過去の保険料を計算してもらい、その場で保険料を現金で一括して納付し、国民年金に加入した。

しかし、今回の「ねんきん特別便」を見ると、私が一括して納付した保険料の期間が記載されておらず、その納付金はどこへ行ったのか。

申立期間のすべてが未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月ごろに区役所で国民年金に任意加入したと申し立てている上、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、同年12月13日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得したことが記載され、申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録の資格取得日とも一致することから、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、過去の未加入期間の保険料をさかのぼって納付するためには、強制加入被保険者として別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人の国民年金手帳及び特殊台帳を見ても、申立人が強制加入被保険者として記録されていたこと

をうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、区役所の職員から「年金制度は25年間保険料を支払わなければならない。」と言われたとしているところ、申立人が国民年金に任意加入した昭和50年12月は、第2回特例納付実施期間の最終月であったことから、当時の区役所窓口には、特例納付の対象とされる強制加入被保険者が多数訪れていたものと推測され、窓口の職員が、当初は申立人を強制加入被保険者として対応し、年金受給資格期間である25年の説明を行った可能性も否定できない。しかし、前述のとおり、申立人の所持する国民年金手帳には、任意加入被保険者の資格取得日として同年12月13日と記載されており、最終的には、申立人を強制加入被保険者ではなく、任意加入被保険者として把握したことが認められることから、申立人に対し25年に不足する過去の保険料に係る納付書を発行することはなかったものと考えられる。しかも、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険に加入しており、すべて合算対象期間として年金受給資格期間に算入されるため、国民年金の任意加入時において、申立人の年金受給資格に問題が無かったものと考えられる。

加えて、申立人は、その場で一括して納付した保険料額を「2万円から3万円ぐらいだったかな。」と陳述しているところ、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した時点で42歳を超えており、仮に、60歳まで保険料を納付して25年間の納付済期間を確保しようとするためには、35歳までさかのぼった7年3か月分の保険料を納付する必要があるが、当該期間の保険料について当時の特例納付を含めて納付した場合の金額を試算したとしても7万6,300円となり、申立人の記憶する金額と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から41年3月まで

昭和39年11月ごろ、区役所から国民年金のはがきが届いたので、母が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

それ以降、私が昭和42年3月に結婚するまで、私の国民年金保険料は、当時、自宅兼店舗でいつも店番をしていた母が、それまで納付していた両親及び兄の保険料と一緒に、店舗に来る集金人に納付してくれていた。

申立期間は、両親及び兄が保険料を納付しているのに、年金のことをよく知っていた母が、私の保険料だけを納付しないはずがないので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年11月ごろ、区役所から国民年金のはがきが届いたので、申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、申立人が結婚するまで、母親が両親及び申立人の兄の保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度の適用特別対策において、職権で払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推定され、昭和39年11月29日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。(なお、当該国民年金被保険者の資格取得日については、平成20年4月になって、申立人の厚生年金保険の被保険者期間が判明し、同被保険者資格を喪失した昭和40年4月17日に記録訂正されている。)したがって、加入手続が行われた時点において、申立期間の保険料は過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に対し、それ以前から国民年金

に加入していた申立人の両親及び申立人の兄と一緒に申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人と同居していたとする申立人の二人の妹についてみると、それぞれ結婚後の転居先住所において国民年金の加入手続及び保険料の納付を開始しており、同居していた20歳から、結婚して国民年金に加入するまでの期間は未納となっている。

加えて、申立人は、申立期間当時の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料と一緒に納付してくれていたとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の具体的な納付状況が不明であるとともに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から47年7月まで

私は、昭和37年前後に、自宅に区役所から職員が来て、国民年金の任意加入を勧められたので、すぐにその職員に加入を依頼し、いくらかの額の保険料を納付した後は、区役所から送付されてくる振込用紙(納付書)で保険料を納付していた。保険料額は、最初のころは3か月分で1,000円前後であり、当時の領収証書は、年金手帳の半分よりやや小さい程度の大きさであったが、年金受給と同時に不要と思い捨ててしまった。

また、現在所持する国民年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日として、夫と同じ昭和47年8月1日と記載されているが、この手帳は、夫が会社を退職し、区役所で夫の国民年金の加入手続を行った際に一緒に切り替えられたものであり、それまでの私の古い年金手帳は、その時職員に言われるままに回収されてしまった。

私が国民年金に任意加入していた申立期間に納付記録が無いのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年前後に国民年金に任意加入し、加入時にいくらかの額の保険料を納付した後は、区役所から送付されてくる振込用紙(納付書)で保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年10月15日に申立人の夫と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、夫と共に、夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した47年8月1日(現在は、昭和47年8月6日に記録訂正済み。)までさかのぼって国民年金の強制加入被保険者の資格を取得している。したがって、申立期間は、記録上、任意加入被保険者の未加入期間であり、保険料を納付す

ることができない期間である。

また、申立人が、申立てどおり、昭和 37 年前後に国民年金に任意加入し、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間は 9 年以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当初の保険料額を 3 か月分で 1,000 円前後であったとしているが、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から申立期間途中の 41 年 12 月まで保険料月額が 100 円であり、3 か月分で 300 円であったことから、その額において申立内容と符合しないほか、申立期間当時の A 市における国民年金保険料の徴収方法は、年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であるが、申立人は、年金手帳に印紙を貼付してもらったことは無いと陳述している上、申立人の記憶する当時の領収証書の大きさは、同市が国民年金保険料の徴収方法を納付書方式に変更した 48 年 4 月以降の当初の領収証書の大きさと酷似している。しかも、申立人及びその夫は共に、夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された同年 10 月時点において過年度保険料であった申立期間直後の 47 年 8 月から 48 年 3 月までの保険料をさかのぼって一括納付した後は、同年 4 月以降の保険料を現年度納付していることなどを踏まえると、国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶は、同年 10 月以降の記憶であるとみるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

国民年金の加入については、昭和40年4月当時、父親の経営する会社に就職する際、会社が国民年金保険料を納付してくれる条件だったので、たぶん父親が加入手続をしてくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、自分自身では納付していないのははっきりとは分からないが、会社が定期的に保険料を納付しているはずなので、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和44年5月27日に払い出されており、また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日も同年5月30日と記載されており、この時点においては、申立期間のうち、40年4月から41年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、42年1月から44年3月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料については、会社が定期的に納付してくれていたはずであり、後でまとめて納付したことは無いと陳述している。

また、申立人は、所持する国民年金手帳以外に別の年金手帳を所持した記憶は無いともしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人の勤務先に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、

申立人を含め従業員の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和45年6月1日であることが確認できる上、厚生年金保険に同時加入した従業員の国民年金の納付記録を調査したが、申立期間に国民年金保険料を納付している者は確認できず、申立人の保険料のみを会社が負担していたとは考え難い。

このほか、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、父親は既に他界しているため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から52年5月まで  
はっきりとは覚えていないが、昭和36年に会社を退職した後、夫と国民年金の加入について話し合い、区役所で加入手続を行ったように思う。  
申立期間の保険料については、私が郵便局に行き、納付書に現金を添えて納付していたと思う。  
申立期間が未加入と記録されているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳等を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月7日を国民年金任意加入被保険者資格取得日として、同年5月にA市において払い出されており、申立期間は国民年金の任意未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により郵便局で納付したと申し立てているが、申立期間当時の住所地であるB市における昭和47年度以前及びA市における49年度以前の保険料納付方法は、集金人による国民年金手帳への印紙検認方式が通例である上、申立人は昭和49年11月以降に使用された3制度共通の年金手帳の交付を受けた記憶はあるものの、それ以前に別の国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとも陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は194か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付方法等に関しての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人が申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 16 日から 37 年 6 月 16 日まで  
② 昭和 37 年 6 月 19 日から 42 年 2 月 16 日まで  
③ 昭和 42 年 3 月 20 日から同年 9 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社、B社及びC社の3社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和43年2月5日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人は、昭和42年9月にC社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、60年6月まで厚生年金保険の加入歴が無い上、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は53年2月15日であることを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間である3回の厚生年金保険被保険者期間が同一の記号番号で管理されているが、申立期間後は別番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

加えて、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に

不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月1日から40年6月1日まで  
② 昭和40年6月1日から44年1月29日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社及びB社における加入期間について4万3,248円の脱退手当金を受給したことになるが、当該脱退手当金については、同時期に他社を退職した妹と一緒にC社会保険事務所(当時)において、2万円を受け取ったと記憶している。

記録より少ない金額しか受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の最終事業所であるB社を昭和42年1月29日に退職し、同時期にD社を退職した妹と一緒に、住所地に近いC社会保険事務所で脱退手当金2万円を受け取ったと陳述している。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年2か月後の昭和44年4月11日に支給決定されているところ、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、同請求書は、同年2月7日付けで同社を管轄するE社会保険事務所(当時)で受け付けられ、オンライン記録と同額の4万3,248円が、E郵便局で隔地払(通知払)されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の妹の脱退手当金は、D社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和37年10月21日)から約2か月後の昭和37年12月13日に支給決定されていることが確認でき、申立人の陳述と符合しない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月25日から25年6月30日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場における加入期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
しかし、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないと申し立てている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和25年11月28日に支給決定されていることが確認でき、その内容はオンライン記録と一致している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計47ページに記載された女性従業員204人のうち、脱退手当金の支給記録が確認できた17人について支給状況を調査したところ、申立人を含む15人が被保険者資格の喪失後約5か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 29 日から 35 年 11 月まで  
② 昭和 35 年 11 月から 37 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①については、同郷のいとこ兄弟が勤務していたA社に、年長のいとこの紹介で入社し、D業務従事者として1年から2年勤務した。同社では、正社員として日給月給制で給料をもらっていた。

申立期間②については、A社を退職後、H市にあったB社G工場内に事務所があったC社で勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元同僚が、「自分と申立人はいどこであり、申立人は自分の兄の紹介で入社した。入社時期は自分より後だったと思う。」と陳述していることから判断して、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 13 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、事業所等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員の一人名は、「社長から厚生年金保険の適用事業所になるという説明があった後、加入の希望を聞かれたので、そのときから厚生年金保険に加入したものと思っていたが、自分の記録を見ると、被保険者となったのは、会社が適用事業所になってから 11 か月後であった。当時、社長の

裁量で加入者を限定していたのではないか。ただ、厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除することはしていないと思う。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②については、申立人は、C社に雇用されて同事業所の事務所があったB社G工場で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人が勤務したとする場所にC社という名称の厚生年金保険の適用事業所は無く、また、検索の結果、E県内と隣接するF県内においてC社という名称の適用事業所が8社確認できるところ、そのうち7社は申立期間において適用事業所ではなく、残る1社は、申立期間に適用事業所ではあるものの、「B社G工場で仕事をしたことはない。」と回答している。

さらに、申立人は、C社での上司、同僚等の名前を覚えていないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 21 日から 48 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 37 年 6 月に入社してから 53 年 7 月まで、現場責任者として継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚 4 人及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員 5 人の陳述から判断して、申立人が、申立期間も継続して同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び被保険者資格取得確認通知書・標準報酬決定通知書」によると、申立人は、昭和 47 年 1 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、48 年 5 月 1 日に資格を再取得し、さらに、同年 6 月 1 日に再び資格を喪失し、49 年 2 月 1 日に資格を再取得していることが記録されており、これは、前述の被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、申立人が家を購入するに当たって、頭金に充てる退職金を捻出するために申立人と打合せの上、会社を退職したこととし、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた。」と陳述しているところ、商業登記簿を見ると、申立人は厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同一日の昭和 47 年 1 月 21 日付けで取締役を辞任していることが確認できる。

さらに、当該事業主が、「申立人は、会社を退職したことになっていたので、請負として勤務させていた。このため、申立人の給与から保険料は控除していない。」と陳述しているところ、申立人が所持する申立期間の一部に係る昭和47年1月分から4月分までの給与支払明細書を見ると、厚生年金保険料の欄は空欄であり、控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 21 日から 42 年 8 月 28 日まで

私は、昭和 33 年から A 社で船員として勤務した。40 年 6 月ごろに健康を害して休職していたが、休職中の 41 年 5 月 21 日から 42 年 8 月 5 日まで、アルバイトのつもりで B 社に勤務した。

社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和 41 年 5 月 21 日から 42 年 8 月 5 日まで B 社でアルバイトとして勤務していた期間が、同社での厚生年金保険加入期間となっており、船員保険の加入期間とはされていない。

しかし、昭和 40 年 7 月 28 日から 42 年 8 月 28 日までは船員保険傷病手当金を受給しており、船員として A 社では勤務していなかったが、同年 8 月の退職時に同社から交付を受けた船員保険被保険者期間履歴表では、33 年 3 月 18 日から 42 年 8 月 28 日まで船員保険被保険者であったと記載されているので、申立期間を船員保険被保険者期間として訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員保険被保険者期間履歴表（昭和 42 年 8 月 28 日付けで A 社が発行）において、申立人は昭和 42 年 8 月 27 日に A 社を退職し、同年 8 月 28 日に船員保険の被保険者資格を喪失したと記載されている。

また、A 社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者資格の喪失日は、当初、昭和 42 年 8 月 28 日と記録されていたところ、同年 12 月 11 日付けで 41 年 5 月 21 日に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「昭和 40 年 6 月ごろから休職し、船員保険傷病手当金を受給しながら療養していたが、41 年 5 月 21 日からアルバイトのつもりで B 社に勤務した。」と申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和 41 年 5 月 21 日に B 社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、42

年8月5日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A社が作成し保管する申立人に係る船員保険被保険者履歴カードを見ると、「当社無届にて41年5月21日C社に就職していたことが判明の為、退職日を41年5月20日付に変更」との記載が確認できるとともに、昭和42年4月1日付けの標準報酬月額変更の記録が取り消された上、資格喪失日の記録については同年8月28日から41年5月21日に訂正されていることが確認できる。

さらに、昭和42年10月に社会保険庁（当時）が行った申立人の船員保険傷病手当金に関する訪問調査及び事業所調査の資料には、申立人がB社に入社した際の誓約書、勤務期間中の賃金台帳及び出勤簿が含まれており、当該資料からも、申立人が41年5月21日から42年8月5日までの間において同社に勤務していたことがうかがえる。

加えて、申立人は「A社を休職中、傷病手当金は給与のように毎月受け取っていた。その傷病手当金から船員保険料が控除されていたかどうかについては記憶に無い。また、傷病手当金受給期間中及び受給期間後に船員保険料を支払った記憶は無い。」と陳述しており、申立期間において、申立人が事業主により給与から船員保険料を控除されていた、あるいは自ら納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上の事情を踏まえると、申立人がA社を休職し、船員保険傷病手当金を受給していた昭和40年7月28日から42年8月28日までの期間において、社会保険庁の調査の結果、上記期間のうち、41年5月21日から42年8月5日までの間がB社における厚生年金保険被保険者資格期間であることの通知を受けたA社が、同年12月11日付けで、申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失日であった同年8月28日を41年5月21日に訂正する届出を社会保険事務所に行ったと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6623 (事案 4093 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、前月までの15万円から14万2,000円に減額されていることが分かった。

それで、年金記録確認第三者委員会へ記録の訂正を申し立てたが、昭和49年10月の定時決定において、A社の被保険者142人のうち私を含む32人の標準報酬月額が減額されている等として、申立ては認められなかった。

しかし、A社の従業員の多くは、残業手当が支給され給与額に増減の有るD業務従事者及びB業務従事者であるが、私は、残業手当が支給されず給与額が一定であるC業務従事者であったので、標準報酬月額が減額されているほかの従業員とは事情が異なる。

また、昭和49年6月に業務中に事故に遭い1か月間欠勤したため、当該月の給与が支払われなかったため、このことが、標準報酬月額が減額された原因ではないか。

これらの事情を考慮の上、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)昭和49年10月の定時決定において、A社の被保険者142人のうち申立人を含む32人の標準報酬月額が減額されている、ii) A社は、「標準報酬月額を減額した事情は不明であるが、届出をした標準報酬月額に基づく保険料を控除し、納付していたはずである。」と回答している等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな周辺事情として、A社の従業員の多くは、残業手当が支給され給与額に増減の有るD業務従事者及びB業務従事者であるが、自身は、残業手当が支給されず給与額が一定であるC業務従事者であるので、標準報酬月額が減額されているほかの従業員とは事情が異なると主張しているが、昭和49年10月の定時決定において標準報酬月額が減額されている元従業員31人のうち、連絡先の判明した11人に照会し7人から回答を得たが、このうち4人が、自身もC業務従事者であったとしている。

また、申立人は、昭和49年6月に1か月間欠勤し当該月の給与が支払われなかったことで、このことが、標準報酬月額が減額された原因ではないかとも主張しているが、制度上、給与の支給が無い等の月は定時決定の算定からは除かれることとなっている。

以上のことから、今回の申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6624(事案 4586 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 15 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 3 月 21 日から同年 9 月 30 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会へ記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務が確認できない等として、申立ては認められなかった。

しかし、A社には、同社の子会社であるB社の社屋で開催された面接を受けて入社したと記憶しており、申立期間は同社で厚生年金保険に加入していたかもしれないので、調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間におけるA社での勤務が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間はA社の子会社であるB社で厚生年金保険に加入していたかもしれないと主張している。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 8 月 1 日であり、申立期間のうち同日以前は適用事業所ではない。

また、B社は、昭和 36 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人は、B社で開催された面接に参加していた同僚の氏名を記憶

しているところ、同人に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できる陳述は得られなかった。

加えて、申立人が、申立期間当時にB社で勤務していたと記憶する別の同僚は、同社が適用事業所となった昭和35年8月1日に同社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 3 日から 36 年 1 月 6 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 16 日から 45 年 2 月 21 日まで  
③ 昭和 45 年 10 月 1 日から 47 年 6 月 13 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①については、A社（現在は、B社）に勤務し、G業務を担当していた。

申立期間②については、J業種のC社（現在は、D社）に勤務した後、H業務従事者としてE社に勤務した。

申立期間③については、E社とI業種のF社に勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、申立人が、申立期間より後の昭和 38 年 10 月 5 日から 39 年 3 月 13 日までの期間にA社で厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立人は、同事業所に2回入社したかどうかについては分からないとしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和 35 年 1 月から 36 年 1 月までの間に被保険者資格を取得している元従業員に照会し5人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立期間当時から現在まで継続してA社及びB社に勤務し、総務を担当している者は、「申立期間当時は人の出入りが激しく、1日から2日で辞

めるといふ者もたくさんいたので、入社後すぐには厚生年金保険に加入させないこともあった。」と陳述している。

加えて、B社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳などを保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できないほか、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②については、申立人は、C社及びE社に勤務したが、それぞれの勤務期間は定かでないとしているところ、D社の現在の事業主は、「申立人を記憶しており、申立人は申立期間のうち1年半から2年ほど在職していた。」としていることから、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年6月であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、D社は、「厚生年金保険の適用事業所となる前は、従業員の給与から保険料を控除していない。」としている。

一方、E社については、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和47年12月であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、E社は、昭和54年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

申立期間③については、申立人は、E社及びF社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、E社については、前述のとおり、本申立期間においても適用事業所ではなく、また、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

一方、F社については、申立期間当時の事業主の子である現在の事業主は、「自身がまだ学生であった昭和36年ごろ、又は、事業所を手伝っていた41年から42年ごろに、申立人が勤務していたことを、私及び申立人が同年齢であったので覚えている。しかし、申立期間当時、申立人が当社に勤務していたはずはない。」としている。

また、申立人は、F社における上司及び同僚の氏名を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し3人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、F社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳などを保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない

ほか、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月 2 日から 47 年 8 月 11 日までの期間、A 社から派遣されて B 社において C 業務従事者として勤務していた。しかし、私の厚生年金保険の加入記録は、申立期間が未加入期間とされている。

申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 45 年 3 月 2 日に資格を取得、同年 9 月 30 日に離職、同年 10 月 1 日に資格を再取得、47 年 8 月 10 日に離職と記録されていることなどから判断すると、申立人は、45 年 10 月 1 日付けで D 市 F 区に所在していた A 社から D 市 E 区に新たに設立された同名称の A 社へ移籍し、申立期間も継続して勤務していたものと推認される。

しかしながら、オンライン記録では、D 市 E 区において新たに設立された A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 45 年 12 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、申立人と同様に申立期間が空白となっている同僚が保存していた当時の給与支払明細書を見ると、昭和 45 年 10 月及び同年 11 月の厚生年金保険料を同年 11 月の給与からいったん控除していたが、同年 12 月の給与において全額返還していることが確認できるほか、当該同僚からは、「当時在籍していたほかの従業員も、同様の取扱いであった。」旨の陳述が得られた。

さらに、同様に申立期間が空白となっているほかの複数の同僚からは、「D 市 F 区会社から D 市 E 区の新会社に移籍するに当たり、会社から厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じるとの説明を受けた。」旨の陳述が得られた。

一方、D市F区及び同市E区に所在したA社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、両社の元事業主は、当時の資料が保存されていないため、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除については不明と回答している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 10 月から、友人の紹介により、A社でB業務に従事した。同社では、正社員として勤務していたので、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における資格取得日は、昭和 48 年 10 月 1 日、離職日は 50 年 5 月 31 日となっていることが確認できることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、平成 9 年 3 月 1 日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、A社の事業主からは、「当社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたこともなかった。」との陳述が得られた。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間中に国民年金保険料を現年度納付しているほか、上記の事業主も申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 39 年 1 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

昭和 36 年 5 月末にC社を退職後、同年 6 月にA社B工場内のC部門に入社し、平成 10 年 4 月 21 日まで勤務した。申立期間についても厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が申立期間にA社B工場内のC部門で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が元同僚としている者二人のうちの一は、「A社B工場内のC部門において現地採用され、同部門ではアルバイトとして昭和 35 年 8 月から 38 年まで勤務し、申立人と同じ班で同じ仕事をしていた。その間、厚生年金保険には加入していなかった。同部門をいったん退職し、40 年 2 月に本社で採用された。」と陳述しているところ、同人のオンライン記録を見ると、昭和 35 年 8 月から 38 年までの期間については加入記録が無く、40 年 2 月 21 日からA社本社において厚生年金保険の加入記録が有る。

また、申立期間にA社B工場内のC部門で勤務していたとする元従業員は、「私が勤務していたD部門には、申立人を含む3人のアルバイトが勤務し、申立人もほかの2人と同じ業務に従事していた。申立期間当時、臨時的な雇用者及びアルバイト等、正社員でない者は厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

さらに、申立期間当時、A社B工場で給与事務を担当していた元従業員は、「C部門で採用しているアルバイトについては、同部門の管理室から人件費の

総額が報告されるだけであり、アルバイトとして誰を雇用しているかは把握していなかった。ただし、アルバイトの人は厚生年金保険の加入対象者にはなっていなかった。また、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険はセットで加入していた。」と陳述しているところ、申立人は昭和39年1月20日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、この日付は厚生年金保険の記録とほぼ一致している。

加えて、申立人は、「A社B工場内のC部門において現地採用され、入社後2年から3年ぐらいの間は年度ごとに雇用契約を更新していたが、会社に1年ごとの期限付の雇用契約であれば辞めると申し出て、本社採用かつ期限無しの雇用形態となった。」と陳述している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなく、申立人は、同社B工場内のC部門で勤務していた申立期間には、厚生年金保険に加入する雇用形態でなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 18 日から 34 年 2 月 1 日まで  
船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社所有のB船に乗った期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。  
船員手帳により乗船が確認できるので、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立期間においてもA社所有のB船に乗っていたことが確認できる。

しかし、当該船員手帳の「失業保険金支給関係」欄を見ると、被保険者であった期間は昭和 34 年 2 月 1 日から 35 年 2 月 28 日までと記載されており、船員保険に係るオンライン記録と一致している。

また、当該船員手帳を見ると、申立人の雇入地が「C所」（D県）と記載されていることが確認できることから、A社の元事務担当者二人は、いずれも「当時、E県（同社の所在地）から離れた港において、船長が船員を雇い入れた場合は、通信事情により、船舶から会社への雇い入れた旨の報告が遅れることがあり、乗船後すぐに船員保険に加入できないことがあった。」と陳述している。

さらに、前述の元事務担当者二人は、船舶から雇い入れた旨の通知を受けていない船員については、会社はその存在を認識することができないとしており、申立期間当時、船内の給与事務の補助をしていたとする別の元従業員は、「会社から送られた給与明細書に従って給与を支給していただけなので詳しいことは分からないが、会社の指示が無いのに船内で勝手に保険料控除を行うことはなかった。」と陳述している。

加えて、A社に係る船員保険被保険者名簿の被保険者証記号番号は連番で欠

番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 49 年 11 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間は、A社又はB社のいずれかに勤務していたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間である昭和 47 年 10 月 6 日から 49 年 11 月 24 日までB社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、社会保険事務担当者も特定できないため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況は確認できない。

また、B社において申立期間に厚生年金保険の加入記録が有る元従業員は、「C業務従事者に正社員の者は少なく、アルバイト的な雇用の者が多かった。同じC業務従事者でも、正社員には売上げのノルマがあり、勤務日が決められていたのに対し、アルバイト的な雇用の者は、出勤日・時間の自由が認められ、厚生年金保険の加入についても選択できた。また、売上の5割が歩合給と決められていた。」と陳述しているところ、申立人は、「給与は売上の50%で、隔日勤務であったが希望すれば決められた日以外にも出勤することができ融通がきいた。」と陳述していることから、申立人の雇用形態は、当該元従業員の陳述するアルバイト的なC業務従事者であった可能性も考えられる。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和 49 年 9 月 11 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、また、同年 4 月から同年 10 月までの期間に係る国民年金保険料の免除を受けて

いることがオンライン記録で確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、申立人に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6631 (事案 4316 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月から同年12月まで  
② 昭和25年8月から26年6月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①はA社で、申立期間②はB社でそれぞれ勤務したので年金記録確認第三者委員会へ年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

しかし、申立期間①については、A社にD資格を持った上司がいたこと及び厚生年金保険被保険者証を会社からもらったことを覚えている。

また、申立期間②については、入社後間もない昭和25年9月の自然災害状況をB社への通勤電車から見た記憶があるので、お盆明けの同年8月ごろから26年6月までの約10か月間勤務したと思う。したがって、6か月間の試用期間内に退職したとする前回の申立てに対する年金記録確認第三者委員会の判断理由には納得できない。

いずれの事業所も試用期間などは無く、正社員として勤務していたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A社に申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない、ii) 申立人はA社における同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間に被保険者資格を有する元従業員に照会しても申立人を覚えている者はおらず、申立期間の勤務が推認できない等として、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間が特定できない上、同社においては一定の試用期間があったと推認されるところ、申立人の勤務期間が実際には

6か月程度であったと考えられること等を理由として、当委員会の決定に基づき、平成21年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間①については、直属の上司の名前及び厚生年金保険被保険者証を受け取ったことを思い出したとして、A社で勤務し、給与から保険料を控除されていたと主張している。

しかし、当該上司については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同姓の者を二人確認できるところ、兩人共既に死亡しているため、これらの者から申立人の在籍状況を確認することはできない。

また、申立人は、「A社への入社時に、周囲に唐草模様が入り、上の方に『年金』と書かれたはがき大のカードをもらった。それが厚生年金保険被保険者証であったと思う。」と述べているが、申立期間当時に発行されていた同被保険者証は名刺大のもので、その他の形状も申立人の主張するものとは異なっている。

申立期間②については、申立人は、今回、自身の記憶に基づいて、前回の申立てにおいて昭和26年3月から同年12月までとしていた申立期間を25年8月から26年6月までの10か月間に変更し、勤務期間は6か月以上であったと主張している。

しかし、今回の申立期間に被保険者期間を有するB社の元従業員に新たに照会し、二人から回答を得たが、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の勤務期間の特定及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人からは、申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる新たな関連資料の提示は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 5 日から 40 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社で勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿の記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の社会保険関係資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社から申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間中に被保険者資格を取得している者が 14 人いるところ、同社の労働者名簿により入社日が確認できた 12 人は、いずれも、入社日から 2 か月から 1 年 5 か月後に資格を取得しており、さらに、12 人中 11 人の資格取得日は同一であることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなく、まとめて資格の取得の手続を行っていたことがうかがわれる。

加えて、A社は、資格を取得させていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはないとしている。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月から 42 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 2 月 12 日から同年 11 月まで

私は、昭和 40 年 5 月から 43 年 11 月まで、A 社（現在は、B 社）に勤務し、同社から C 業務従事者として派遣されていた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 2 月 12 日までの期間以外は厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

なお、A 社に在籍中のいずれかの年の 7 月に休暇を取って、祭に行ったことを記憶している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 5 月に A 社に入社し、43 年 11 月に退職するまで同社から D 社に派遣されて勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間①及び②当時に、A 社において厚生年金保険被保険者であった従業員 24 人を抽出し、連絡先が判明した 5 人に文書照会を行った結果、申立人を記憶している者はおらず、申立期間①及び②における申立人の勤務実態を確認することはできない。

また、申立期間①について、B 社の総務担当者は、「申立期間当時、当社が D 社に派遣していた C 業務従事者は契約社員に該当していたと思う。契約社員として新規採用した場合、定着するのか様子を見てから厚生年金保険に加入させていたと思う。」と陳述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番は確認できず、申立人の記録が失われたとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、「昭和 45 年 9 月に当時同居していた親族の手続で国民年金に加入した。」と陳述しているところ、加入時に発行された申立人に係る国民年金手帳を見ると、申立人が A 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失する直前の昭和 43 年 1 月 20 日（平成 21 年 9 月 3 日にオンライン記録を昭和 43 年 2 月 12 日取得に訂正。）にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。また、申立期間当時は、市町村において厚生年金保険の加入記録を把握していなかったことから、この資格取得年月日は、申立人の親族が加入手続を行った際に、申立人の A 社における資格喪失日を同年 1 月 20 日として申し出たことにより記録されたものと考えられる。

なお、申立人は、在籍中の 7 月に祭見物に行ったことを記憶しているものの、いずれの年に催されたかについては記憶しておらず、特定することができなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 2 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 10 月 1 日から 32 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 23 年に結婚し、妻の父が事業主であったA社で同年から 29 年 12 月ごろまで勤務した。社会保険庁（当時）の記録では、同社が社会保険適用事業所となっていた24年2月1日から29年4月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

その後、妻の父の要請により、妻の父と共にA社からB社に移り、同社で昭和 29 年 12 月から 32 年 12 月 1 日（その次の勤務先であるC社での資格取得日）まで勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、B社が社会保険適用事業所となった30年10月1日から32年12月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述から、在籍期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A社の当時の給与担当者は、「事業主及び事業主の娘婿であった申立人の給与計算は行ったことが無い。」と陳述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に事業主の氏名は見当たらない。

また、申立人は、「入社した時点で既に後継事業主は勤務していた。」と陳述しているが、後継事業主の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人が主張する申立人の入社日から2年以上経過した昭和 26 年 6 月 1 日となっている。

以上の状況から、A社の事業主は、同社で勤務する親族を厚生年金保険に加入させていなかったか、あるいは一定期間経過してから加入させていたものと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「A社からB社へ妻の父と同時期に移籍した。」と陳述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に妻の父の氏名は見当たらず、同氏はC社において昭和28年10月2日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は、申立事業所をD社からB社に変更し、「A社が昭和29年4月1日に適用事業所ではなくなり、30年10月1日にB社が適用事業所となっている経緯は知らない。」と陳述しているなど、記憶は曖昧である。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した33人のうち、連絡先が判明した3人に文書照会を行ったが、回答が得られなかったため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、A社及びB社の事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月から 9 年 7 月 21 日まで

私は、平成 6 年 6 月から 9 年 10 月 16 日まで A 社に継続して勤務したが、社会保険庁（当時）の記録では、入社から同年 7 月 21 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、A 社は、平成 9 年 10 月 16 日付けで解散し、業務一切を B 社に引き継いでおり、私も同日付けで同社に移籍したが、勤務場所及び業務内容は従前と同一であった。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、平成 7 年 5 月 1 日から 9 年 10 月 15 日まで A 社で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時の A 社の事業主は「申立期間に係る人事関係書類は廃棄した。」と陳述していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

また、A 社に係るオンライン記録によると、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 9 月 8 日までの期間において、申立期間の前に勤務した事業所に係る雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 17 日から 37 年 12 月 30 日まで  
② 昭和 38 年 1 月 23 日から同年 10 月 6 日まで  
③ 昭和 38 年 10 月 7 日から 45 年 2 月 12 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社、B社及びC社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

脱退手当金は請求したことも受給したことも無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社、B社及びC社に勤務していた期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には当該表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたとは考え難い。

また、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金はC社における厚生年金保険資格の喪失日から約2か月後の昭和45年4月20日に支給決定されている上、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、脱退手当金は申立人の当時の住所地に近いD郵便局に送金され、支払われたことが確認できる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月から同年 12 月まで  
② 昭和 54 年 2 月から同年 7 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。申立期間①はA社に、申立期間②はB社(現在は、C社)で、ともにD業務に従事し勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間当時の同僚を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる38人のうち、所在が判明した21人に照会したところ、9人から回答があったが、いずれも申立人を記憶している者はいなかった。

また、A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等は確認できない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の同社

における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の複数の同僚の名前を記憶しているが、いずれも名字のみのため、その同僚を特定することができず、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる20人のうち、所在が判明した11人の従業員に照会したところ、10人から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、B社は、正社員は雇用保険と厚生年金保険に同時加入させていたと陳述しているところ、申立期間当時、当該事業所において申立人と同職種であり正社員であったと陳述している元従業員は、厚生年金保険と雇用保険に同時加入していたことが確認できるが、申立人の雇用保険の加入記録は見当たらない。

加えて、B社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 5 日から同年 7 月 31 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 41 年 1 月 5 日から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人にA社への勤務を紹介したとする同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社が保管する健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 41 年 8 月 1 日と記載されており、これはオンライン記録と一致する。

また、B社の現在の事務責任者は、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について、「申立期間当時は、勤務開始と同時に厚生年金保険に加入していなかったと思われ、申立人の申立期間についても試用期間であった可能性が高い。加入していない期間については、保険料の控除は行っていないはずである。」と陳述している。

さらに、申立人と同一日に厚生年金保険の資格を取得している元社員は、「私は、昭和 41 年 3 月 12 日からB社で勤務を始めた事を記憶している。」と陳述しており、同氏についても勤務開始5か月後に厚生年金保険に加入させていたことがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年ごろから 25 年ごろまで  
② 昭和 25 年ごろから 26 年ごろまで  
③ 昭和 26 年ごろから同年 11 月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に勤務したため、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に廃業している上、申立期間当時の事業主等役員は死亡及び所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員 28 人のうち、所在が判明した 10 人に対し照会したところ、聴取することができた 2 人は「見習いで入った場合、見習い期間があり、その期間は厚生年金保険に加入しなかった。」と陳述しているところ、前述の元従業員 2 人のうち、申立人と同様に、14 歳で当該事業所に入社したと考えられる 1 人は、自身の記憶している入社時期から 3 年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも見習いで入社した者については、採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番

は無く、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年11月1日であり、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではないことがオンライン記録により確認できる。

また、B社は、「正社員として在籍していれば昭和26年当時の人事記録及び雇用保険被保険者名簿に申立人の名前があるはずであるが、申立人の記録は見当たらないので、見習いとして勤務していたと思われる。見習いであれば、厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と陳述しているところ、申立人が同僚として記憶している二人のうち一人は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者としての記録が見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではないことがオンライン記録により確認できる上、同社では「適用事業所となる以前に保険料控除していたとは考え難い。」としている。

また、申立人が記憶する元同僚の二人は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者としての記録が見当たらない。

さらに、C社は、申立期間当時の資料は保管していないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録がある15人はいずれも所在不明のため、申立人の申立期間における保険料控除等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 7 日から 44 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間とB社に勤務した期間の加入記録が重複している旨の回答をもらった。A社は、申立期間に勤務し、B社は、現在の加入記録のある期間に勤務したのは間違いない。A社の加入記録が間違っているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 44 年 10 月 7 日から 45 年 8 月 1 日までA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該期間と重複する期間である 44 年 11 月 1 日から 45 年 7 月 29 日までB社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、重複期間の申立人に係る標準報酬月額は、両社における申立人の標準報酬月額を合算していることが確認できるところ、申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社における申立人の雇用保険の記録によると、申立人は昭和 44 年 10 月 7 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、45 年 7 月 31 日に離職していることが確認でき、この記録は、厚生年金保険被保険者資格の取得記録と一致している（B社における申立人の雇用保険の被保険者資格の取得記録も、厚生年金保険の被保険者資格の取得記録と一致する昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 7 月 28 日となっている。）。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間及び申立人の厚生年金保険被保険者資格の記録が確認できる期間において被保険者記録がある従業員40人に申立人の勤務実態について照会したところ、8人から回答があったが、このうち7人は、申立人が申立期間に当該事業所において勤務していたことを記憶しておらず、唯一、申立人が申立期間に勤務していたと陳述している従業員1人も、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得記録は申立人と同じ日である昭和44年10月7日に取得し、45年8月1日に喪失していることが確認できることから(同人の雇用保険の被保険者資格の取得記録も、厚生年金保険の被保険者資格の取得記録と一致している。)、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していたとは考え難い。

加えて、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和44年11月27日に払い出されていることが厚生年金保険被保険者番号払出簿により確認することができ、被保険者資格取得日より前に払い出された形跡は見当たらず、上述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間当時の月額給与を12万円程度であると陳述しているところ、人事院の記録によると、昭和43年7月時点の大学卒国家公務員上級職職員の平均給与月額が2万7,702円であることから、申立人の月額給与に関する陳述には不自然さがみられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年ごろから 35 年ごろまで  
② 昭和 35 年ごろから 37 年ごろまで  
③ 昭和 53 年ごろから 57 年ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に勤務していたことは間違いないので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者のうち 25 人を抽出し、所在が判明した 12 人に対し、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、9人から回答があったが、i) 9人中8人は申立人を記憶していないこと、ii) 9人中1人は「入社後に本採用されるまで、3か月程度の見習い期間があった。」と陳述していること、iii) 9人中4人は、自身が記憶している入社時期より2か月から1年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していること、iv) 唯一、申立人を記憶しているとしている同僚は「申立人は、昭和33年3月から雇員として勤務し、入社後2か月で退職した。」と陳述していることから、申立人は、当該事業所に入社したものの、見習い期間中に退社したことから、厚生年金保険には加入せず、保険料の控除もなかったこ

とがうかがえる。

また、A社は、「申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無い。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとするB社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、当該事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記に係る記録も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の事業主の名字しか記憶していないため、事業主を特定することができず、上司及び同僚の氏名も記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、同僚が保管していた社員名簿及び複数の同僚の陳述から判断すると、退職した時期は特定できないものの、申立人は昭和 53 年 10 月 16 日にC社にD業務従事者として採用され、申立期間も当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が記憶している同僚二人のうち一人からは、申立人が申立期間にC社において事業主により保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述を得ることはできず、ほかの一人は名字のみの記憶であったため、個人を特定することができず、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができなかった。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格の取得記録がある者の中で、当委員会からの照会に対して回答が得られた5人中2人は「申立人は、D業務従事者をしていた。」と陳述しており、ほかの1人は「申立人の記憶は無いが、私が在職中に、請負の条件でC社に勤務していたD業務従事者がいたことを記憶している。」と陳述しているところ、当該同僚が記憶している者は、「私は、C社でD業務従事者として勤務したが、別の時期にE業務従事者として勤務もした。D業務従事者として勤務した時は、社長から社会保険には加入しないと言われていたので、国民年金に加入していた。E業務従事者に替わってからは、厚生年金保険に加入していた。」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間において雇用保険の被保険者資格の取得記録が

無く、一方、上述の回答が得られた5人中4人は厚生年金保険の被保険者資格の取得期間と雇用保険被保険者資格の取得期間が一致する上（ほかの1人は、雇用保険の記録を入手することについて同意が得られなかった。）、職種はいずれもD業務従事者ではないとしている。

なお、申立人は、申立期間にE業務従事者として勤務していたと申し立てているが、これを裏付ける資料等は保管しておらず、同僚からも申立人がE業務従事者であったことを裏づける具体的な陳述を得ることはできない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 39 年 2 月まで  
② 昭和 60 年 2 月 1 日から 61 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 61 年 2 月から同年 8 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間①は、A社の店で昼はB業務に従事し、夜はC業務従事者として働いた。申立期間中にいったん退職し復職したものの、同社にD業務従事者として勤務していた。

申立期間②は、E社でF業務に従事していた。

申立期間③は、G社(現在は、H社)でI業務に従事していた。

申立期間①、②及び③について、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚の陳述から、在職期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同僚を抽出し、厚生年金保険加入状況について照会したところ、申立人と同職種であったとする複数の同僚のうち、元B業務従事者は「B業務従事者は未加入であった。」とし、元C業務従事者は「C業務従事者は本人希望により加入しており、自身の加入は入社1年後である。」とし、また、元D業務従事者は「入社後、どのぐらいで加入したか覚えていない。」としている。

さらに、A社は、「申立期間当時の事業主は既に死亡し、当時の資料が無いため、申立人の厚生年金保険料の控除に係る詳細は不明である。」としている。

加えて、上記被保険者名簿において申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、申立人はA社における勤務期間を明確に記憶しておらず、事業主により保険料が控除されていたかどうかも記憶に無く分からないと陳述しているほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間にE社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、E社が社会保険の適用事業所となったのは平成元年11月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、事業主及び役員は、いずれも「社会保険の適用事業所となっていない期間に従業員の給与から健康保険及び厚生年金保険料を控除することはない。」旨回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は「私は昭和45年5月ごろからE社で勤務していたが、平成元年11月1日に社会保険に加入するまでは厚生年金保険料は控除されていなかった。申立人についても控除されていなかったはずである。」旨回答している。

加えて、申立人は申立期間において、事業主による保険料控除に係る記憶は無いと陳述している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

申立期間③について、申立人は、G社で配送の業務に従事していたと申し立てている。

しかし、G社は「申立期間に係る関係資料は保存期間経過後のため、廃棄済みで不明である。」旨回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

また、申立人は申立期間と重なる昭和61年2月11日から同年8月9日の間は雇用保険の基本手当を受給していることが、雇用保険受給資格者証から確認できる。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないため、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の同僚14人を抽出照会し、6人から回答を得られたものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

加えて、申立人は申立期間において、事業主による保険料控除に係る記憶は無いとしている上、請負契約で厚生年金保険には加入していなかったかもしれないとも陳述している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 48 年 9 月まで

私は、昭和 46 年 11 月から 48 年 9 月まで A 社で B 業務の仕事をした。その時は、子供のために病院に行く機会が多かったことから、健康保険に加入は就職の必須条件であった。健康保険に加入していれば厚生年金保険にも加入しているはずなので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となされていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、A 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社が適用事業所となった日は、申立期間後の昭和 48 年 11 月 26 日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険任意適用申請書、同意書及び健康保険厚生年金保険新規適用届を見ると、いずれも、申立期間後の昭和 48 年 11 月 2 日に社会保険事務所に提出となっていることが確認できる。

さらに、事業主及び同僚は、「申立期間当時の従業員は常時 3 人から 4 人ぐらいであった。」と陳述していることから判断すると、申立期間は個人事業所で、当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられる。

加えて、事業主は、「A 社が健康保険、厚生年金保険の適用事業所となるまでは、従業員の給与から健康保険料及び厚生年金保険料を控除するようなことはなかった。」と陳述しているほか、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6644

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から29年1月1日まで

私は、昭和27年4月1日から30年5月1日までA社に勤務していたのに、27年4月1日から29年1月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚から提出された写真及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年1月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない期間に当たる。

また、A社は昭和39年2月21日に適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

さらに、申立人は、同僚の名前を覚えていないことから、A社において被保険者記録がある10人のうち、所在の判明した5人に照会し、4人から回答を得られたが、その中の同僚からは、「私は昭和25年に入社したが、厚生年金保険に加入したのは29年からとなっている。A社は同年に法人化されたので、そこから厚生年金保険に加入したと認識している。しかし、厚生年金保険に加入以前は、保険料は給与から控除されていなかった。」旨の陳述があった。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 30 日から同年 7 月 30 日まで  
② 昭和 39 年 9 月 19 日から同年 10 月 20 日まで

私は、昭和 39 年 2 月に A 社に入社し、同年 4 月 20 日に B 資格を取得した。B 資格取得日から C 業務従事者として、6 か月の契約で勤務したので同年 10 月 20 日までは勤務していたはずである。

しかし、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について A 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A 社保有の社員名簿に記録されている申立人の厚生年金保険の資格の取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致しており、同社は、「被保険者資格の無い期間の保険料を給与から控除することはない。」としている。

また、申立人は、申立期間①及び②の同僚として二人の同僚の氏名を挙げているところ、一人は所在不明であり、もう一人は、申立人の申立期間①及び②における勤務までは分からないとしていることから当該期間における勤務実態は明らかとならない。

そこで、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②に被保険者記録の有る 19 人のうち、所在の判明した 11 人を抽出して照会を行い、5 人から回答を得たが、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び保険料控除等について確認できなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 12 月 26 日から 15 年 6 月 26 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給与の額と異なる低い額になっていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 18 か月間を通じ報酬月額は 27 万円であったと陳述しているところ、平成 15 年確定申告書における給与額の欄からは 27 万円相当、また A 社退職後に受給した雇用保険基本手当額からは 30 万円相当の報酬月額であったことが推認される。

しかし、事業主及び経理担当者は、「申立期間における申立人の報酬月額に係る正確な記憶は無いが、標準報酬月額については、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づき保険料を控除していた。」としており、A社保管の申立人に係る被保険者資格取得確認通知書及び被保険者資格喪失確認通知書には、標準報酬月額は 15 万円と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録のある同僚 10 人のうち、連絡先の判明した 9 人に照会を行ったところ 1 人から回答を得たが、当該同僚は当時の給与及び保険料控除に係る記憶は無く、自身の給与明細書も保管していないとしていることから、給与に見合った保険料が控除されていたか否かについては確認できなかった。

さらに、オンライン記録には、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正などの不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から申立人主張の

報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6647

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月から 32 年 8 月まで  
② 昭和 32 年 9 月から 33 年 12 月まで  
③ 昭和 34 年 1 月から 35 年 12 月まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私が A 市 B 区の C 社に勤務した期間（申立期間①）、同市 D 区の E 社に勤務した期間（申立期間②）及び同市 F 区の G 社に勤務した期間（申立期間③）が厚生年金保険の未加入期間となっている。

私は、H 業務従事者等として当該事業所に期間を空けることなく勤務しており、約 5 年間も厚生年金保険に未加入であったことは考えられないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人が勤務したとする C 社、E 社及び G 社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録は無く、また、いずれの事業所についても、申立人が記憶する各事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

さらに、申立人は、C 社、E 社及び G 社の事業主の名字のみしか記憶しておらず、同僚の名前も記憶していないため、これらの者から当該事業所での申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、当該期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 16 日から平成 8 年 6 月 21 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、私がA社に勤務していた時の標準報酬月額が 38 万円であるとの回答をもらった。

A社の給与からは、2万8,000円の厚生年金保険料のほか、健康保険料等を合わせると5万8,000円が控除されていたにもかかわらず、私の受給する年金額が同社での同僚と比べて月額1万円から2万円低いことには納得できないので、私の年金額が低い理由を調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の年金額がA社の同僚の年金額と比較すると、月額1万円から2万円程度低い旨主張しているところ、申立人に聴取したが、当該主張のほかに、具体的な申立てはなされなかった。

そこで、申立人の年金額の計算の基礎の一部となるA社における申立人の標準報酬月額についてみると、同社が加盟するB厚生年金基金が保管する申立人に係る「厚生年金基金加入員台帳（写）」に記載された標準報酬月額は、同社での申立人の全被保険者期間において、オンライン記録の標準報酬月額と符合していることが確認でき、申立人の同社での標準報酬月額の記録に不自然さは見られない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の標準報酬月額の減額及び訂正処理などの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

また、申立人が陳述している厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に記録された申立人のA社における平成7年8月1日から8年6月21日までの期

間に係る標準報酬月額 38 万円に相当する厚生年金保険料額とおおむね符合する金額であることが確認できる上、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持しておらず、同社にも申立期間当時の賃金台帳等は保存されていないことから、申立期間の給与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間において、社会保険事務所に記録された申立人の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から34年11月1日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社B営業所に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求しておらず、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、A社B営業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年1か月後の昭和35年11月30日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号をみると、申立期間とその後の被保険者期間は別の番号となっており、申立期間に係る脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金が受給できなかったことから、A社B営業所を退職後、昭和48年3月15日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 24 日から 41 年 3 月 16 日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社B支店に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、A社B支店での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和41年10月22日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名が旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認できるところ、申立人は同社退職後の昭和41年5月\*日に婚姻により改姓しており、申立期間に係る脱退手当金が同年10月22日に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 20 日まで  
社会保険事務所 (当時) の記録では、私の父が A 県 B 市の C 社 D 工場 (当時は、E 社 F 工場) に勤務していた昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 20 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私の父は、脱退手当金が支給決定されたとする昭和 21 年 9 月 30 日の時点では、G 市に帰郷しており、脱退手当金は請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたとする昭和 21 年 9 月 30 日の時点では、申立人は、G 市に帰郷しており、脱退手当金は請求しておらず、受給していないとしている。

そこで、申立人の住民票を見ると、B 市に所在した C 社 D 工場での勤務期間に係る申立期間及び申立期間後の昭和 27 年 5 月 21 日から 28 年 7 月 11 日までの同社 D 工場での被保険者期間を含めて、申立人の出生から死亡までの住所地は、G 市内のままであることが確認できるため、当該住民票からは、申立人が申立期間に係る脱退手当金の支給決定日とされる 21 年 9 月 30 日の時点において G 市に帰郷していたことを推認することはできないほか、申立人が申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期に G 市に帰郷していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) の保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱手」と記されているほか、支給金額、資格

期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、C社D工場での申立人の被保険者資格の喪失後1年経過し受給権が発生した昭和21年8月20日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できなかったことから、昭和20年8月20日にC社D工場での厚生年金保険被保険者資格を喪失後、27年5月21日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月ごろから 47 年 10 月ごろまで  
② 昭和 47 年ごろから 48 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。昭和 46 年 2 月ごろから 47 年 10 月ごろまでは A 社に、同年ごろから 48 年ごろまでは B 社に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、A 社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、申立人は、同僚の名字しか記憶しておらず、これらの者の所在は不明であるため、事業主等から申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間当時、A 社の事業主は、C 社の事業主であったことから同社に照会したところ、「A 社は、昭和 45 年 12 月ごろに当時の事業主が個人で開業した会社であるが、平成 9 年ごろに廃業しており、当時の資料は残っていない。」との回答があったほか、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、B 社で勤務し、厚生年金保険に加入し

ていたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B社の所在地を管轄する法務局において、D社の商業登記簿が確認でき、同社の代表取締役の氏名は、申立人が記憶する事業主の氏名と一致しているが、同社も、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

さらに、事業主の所在は不明であるほか、申立人は、同僚の名字しか記憶しておらず、これらの者の所在は不明であるため、事業主等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、D社に申立人の勤務実態等について照会したが、同社から回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年ごろから 43 年ごろまで  
② 昭和 48 年ごろから 52 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。昭和 41 年ごろから 43 年ごろまではA社に、48 年ごろから 52 年ごろまではB社C支店に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

また、事業主は所在不明であるほか、申立人は、同僚の名字しか記憶しておらず、これらの者の所在も不明であるため、事業主等から申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

申立期間②については、申立人は、B社C支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、B社及びC支店は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記に係る記録も見当たらない。

また、事業主及び申立人が一緒に勤務したとする事業主の息子は、所在不明であるほか、申立人は、その他の同僚の名字しか記憶しておらず、これらの者の所在も不明であるため、事業主等から申立人の申立期間における勤務

実態等を確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、このうち昭和49年4月以降については、当該保険料を現年度納付している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月から35年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和30年7月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社発行の在職証明書から、申立人が申立期間のうち、昭和30年8月16日から同社で勤務したことが認められる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年4月1日であり、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではない。

また、A社は、「申立期間当時、申立人の身分は臨時社員であり、当時、臨時社員は厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。申立人を厚生年金保険に加入させた時期は、身分が臨時社員から補助社員に変更されて3か月経過した昭和35年7月1日である。」と陳述している。

さらに、A社から提出された同社作成の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和35年7月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。